



第二種特定鳥獣管理計画 (ニホンザル管理) (案)

2022（令和4）年3月



目 次

1	特定計画策定の目的及び背景	1
(1)	特定計画の背景	1
(2)	特定計画の目的	3
2	管理すべき鳥獣の種類	4
3	特定計画の期間	4
4	特定鳥獣の管理が行われるべき区域	4
5	現状	5
(1)	生息状況	5
(2)	被害の状況	7
(3)	対策の実施状況	11
(4)	捕獲の担い手	13
6	特定計画の評価と改善	14
(1)	前計画の目標	14
(2)	評価及び課題	14
7	管理の目標	15
(1)	目標	15
(2)	目標を達成するための施策の基本的な考え方	16
8	加害レベルの判定	17
9	数の調整に関する事項	20
(1)	捕獲目標の設定	20
(2)	許可捕獲の推進	20
(3)	人材育成、捕獲技術の開発	22
10	被害防除対策及び生息環境管理に関する事項	23
(1)	被害防除対策	23
(2)	生息環境管理	24
11	モニタリング等の調査研究	25
12	その他管理のための必要な事項	26
(1)	計画の実施体制(図 15 参照)	26
(2)	地域に根ざした取り組みの充実	28
(3)	年度別実施計画の作成	30
(4)	市街地出没の防止等に係る対応について	30
(5)	錯誤捕獲の防止に係る対応等について	31
(6)	感染症及び安全対策の実施	31
(7)	情報の収集・普及啓発等	31

1 特定計画策定の目的及び背景

(1) 特定計画の背景

本県では、県北東部の山間地域を中心にニホンザルによる農作物への深刻な被害が発生したため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律[※]（平成14年法律第88号）に基づく「第一期計画」（特定鳥獣保護管理計画（H16.4～H19.3））を策定し、「第二期計画」（特定鳥獣保護管理計画（H19.3～H24.3））、「第三期計画」（特定鳥獣保護管理計画（H24.4～H29.3））、「第四期計画」（特定鳥獣管理計画（H29.4～R4.3））まで、18年間にわたり個体数調整の実施、防護柵設置等の被害対策等のニホンザルの保護管理対策を実施してきた（表1）。

しかし、依然として農業被害額を減少させるには至っておらず、ニホンザルの生息する地域（分布域）は拡大してきており、今後、農業被害が拡大するおそれがある。

一方、ニホンザルの群れの分布等の生息動向は常に変化し、また、それらを把握するための調査結果には誤差が含まれている。そのため、ニホンザルの管理においては、自然界での様々な不確実性の要因が存在することを考慮する必要がある。

今後、地域の捕獲頭数・被害状況と共に限られた条件下で得られた指標等のモニタリングを基に、科学的知見を踏まえて対策の評価・検証、目標の再設定、対策の見直し等を繰り返す順応的な管理を適切に行うことが一層の課題となっている。

※ 平成26年5月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が一部改正され、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律となった。この改正により、特定鳥獣保護管理計画は、保護を主目的とした第一種特定鳥獣保護計画と、管理を主目的とした第二種特定鳥獣管理計画となった。

表 1 本県におけるニホンザル特定計画の経緯（第一期計画～第四期計画）

項目		第一期計画	第二期計画	第三期計画	第四期計画
		H16.4～H19.3	H19.8～H24.3	H24.4～H29.3	H29.4～R4.3
計画目標		農林作物被害の未然防止又は減少	継続	継続	・農業被害等の未然防止又は減少 ・加害群の除去又は減少 ・生息分布の縮減
数 の 調 整 に 関 する 事 項	目標捕獲頭数 (平均捕獲実績)	200頭 (144頭)	200頭 (192頭)	200頭 (426頭)	毎年度、被害防止に向けた目標数を設定する (296頭)
生 息 地 に 関 する 事 項	被害防除対策	電気柵の設置の推進	継続	継続	継続
		サルよけネットの設置の推進	継続	継続	継続
		追い払いの推進	継続	継続	
					金網とネット策に電気柵を組み合わせる方法の推進
	保護及び整備	森林の整備	継続	継続	継続
		誘引物の除去	継続	継続	継続
モ ニ タ リ ン グ	毎年	捕獲頭数、捕獲場所、性別等	継続	継続	継続
		農業被害の状況	継続	継続	継続
		被害防除対策の実施状況、効果等	継続	継続	継続
	5年毎	生息状況・生息環境等	継続	継続	継続
			テレメトリー調査（加害個体群の特性等）	継続	

(2) 特定計画の目的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき、現時点の知見をもとに従前の特定計画を見直し、新たな特定計画を策定し、計画対象区域に生息するニホンザルの長期にわたる安定的な維持を前提としつつ、農業被害等の未然防止又は減少等を積極的に図ることにより、人とニホンザルの適切な関係の構築を目指す。

このため、被害増加の懸念に対処する積極的な加害個体及び加害群について、個体数調整による捕獲を実施するものとする。

なお、本計画は、鳥獣保護管理法第4条の規定及び鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施する基本的な指針（以下「基本指針」という。）に基づく「第13次鳥獣保護管理事業計画」（R4.3）の内容を踏まえて策定するとともに、各市町村が策定する実施計画に資するものとする（図1）。

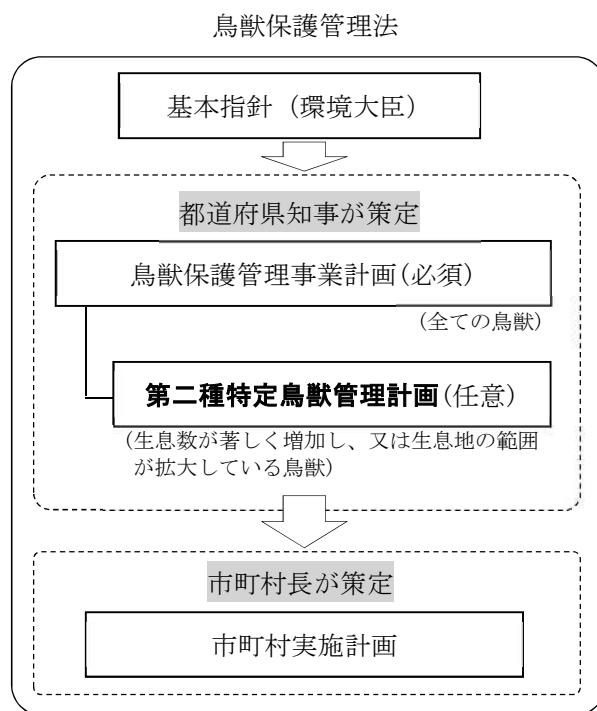


図1 本計画の位置づけ

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル (*Macaca fuscata*)

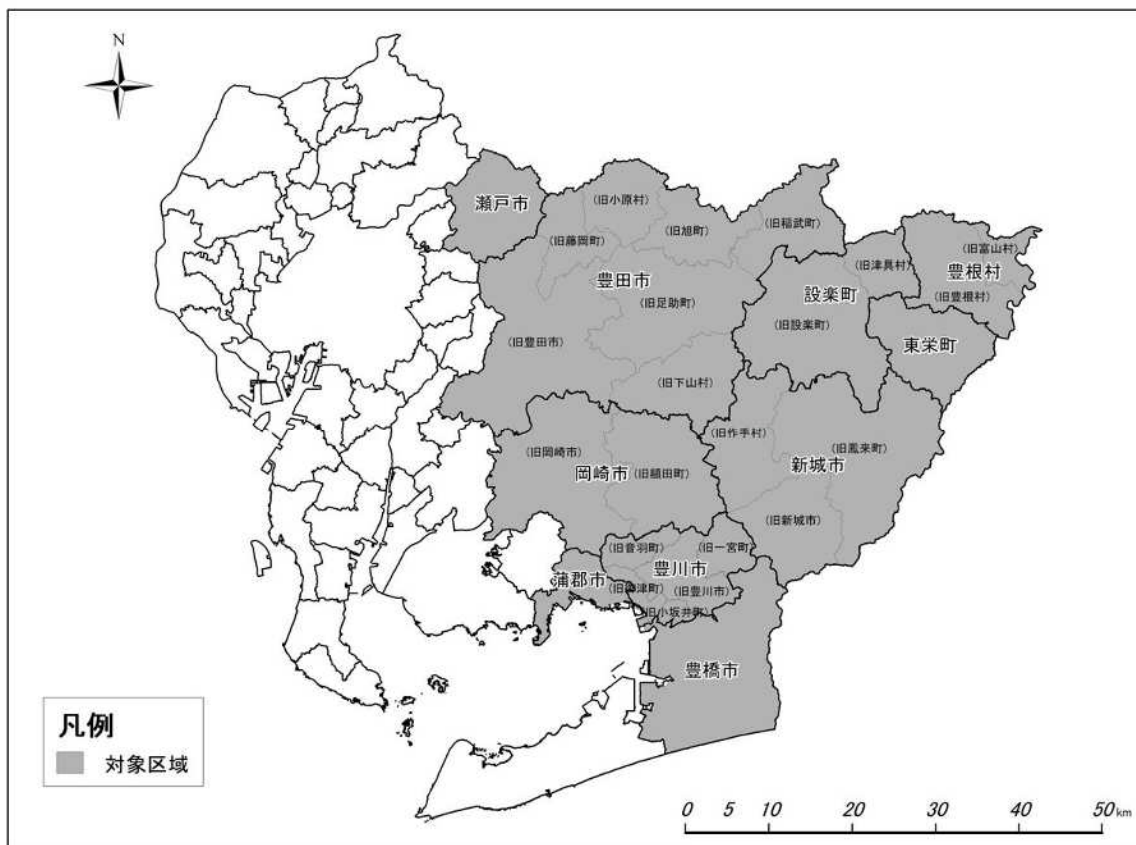
3 特定計画の期間

2022（令和4）年4月1日～2027（令和9）年3月31日（5年間）

なお、計画期間内であっても、ニホンザルの生息状況等に大きな変動があるなど、見直しの必要がある場合には、計画の変更を検討する。

4 特定鳥獣の管理が行われるべき区域

計画対象区域は、図2のとおり、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、豊田市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村の10市町村とする。



注) 2005（平成17）年以降に合併された市町村について、旧名を括弧書きで示す。

図2 対象区域

5 現状

(1) 生息状況

ア 分布域

2020（令和2）年度に、市町村、鳥獣保護管理員、狩猟者団体会員等を対象にアンケート調査及び聞き取り調査*を行った結果を図3に示す。

2015（平成27）年度以降、豊田市の北東部において分布域が拡大しており、県全体の増減傾向はほぼ横ばいだが、設楽町、東栄町、豊根村、岡崎市及び西尾市といった一部の地域では増加傾向にある。

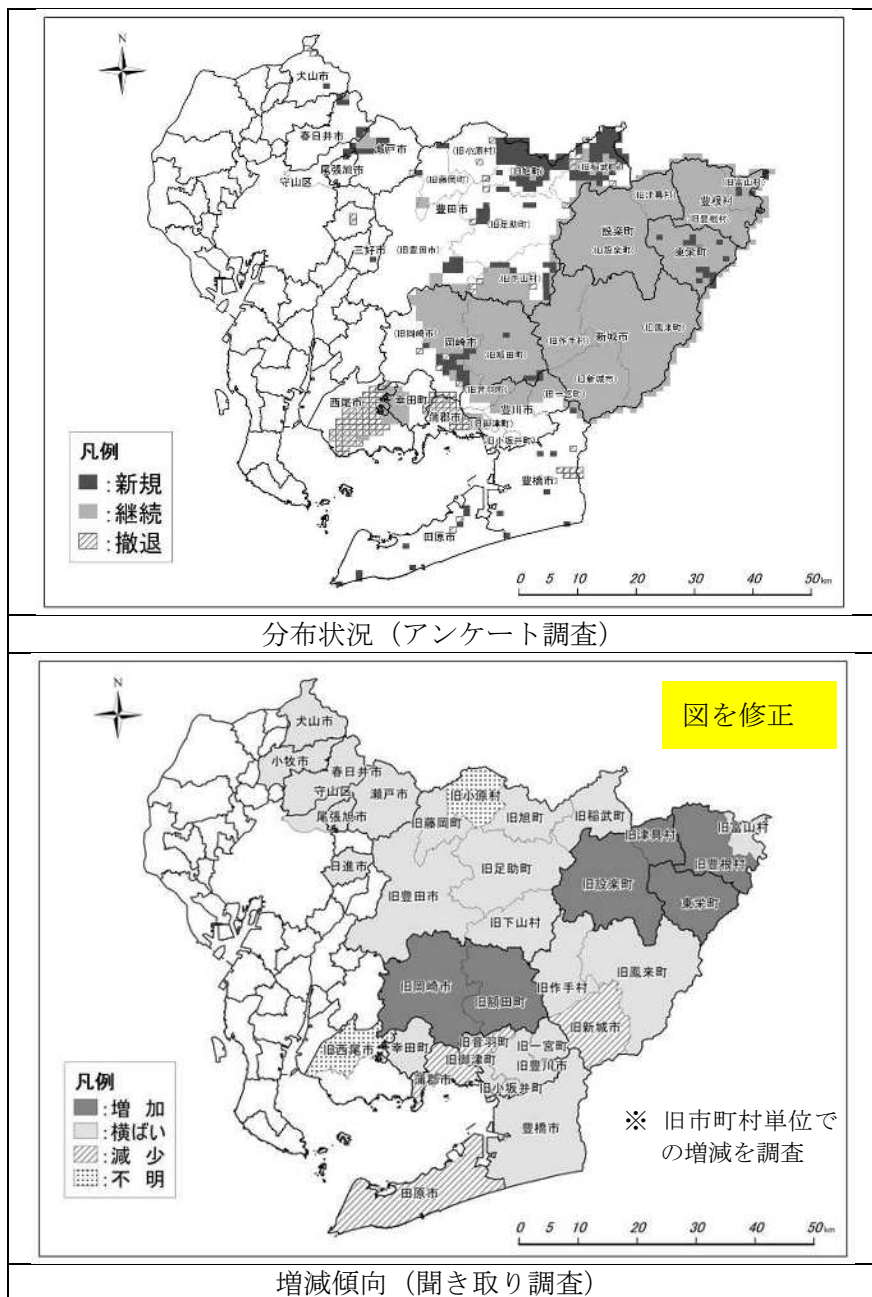


図3 アンケート調査及び聞き取り調査によるニホンザルの生息状況

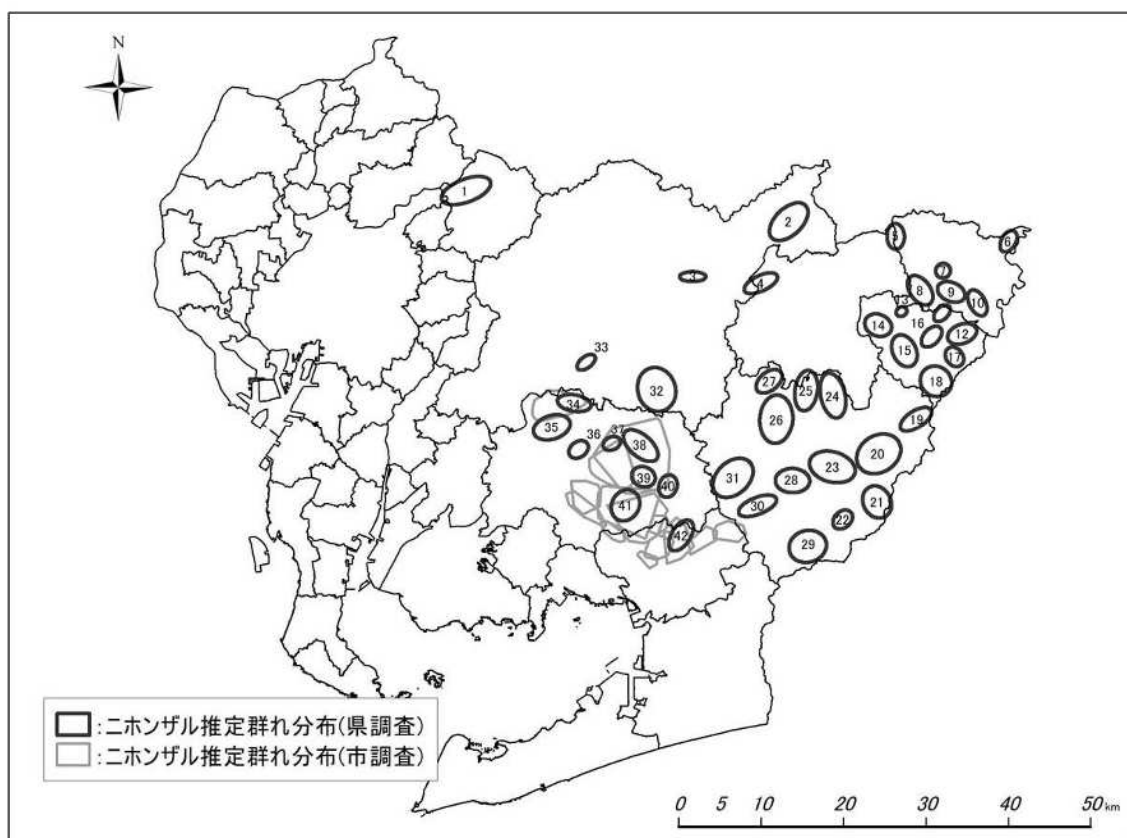
* アンケート調査は、市町村、鳥獣保護管理員、狩猟者団体会員、森林組合、農業協同組合等の総数500名を対象に、アンケート調査票を郵送・回収し、県内のニホンザルの生息状況等を把握した。聞き取り調査では、アンケート調査の対象者500名から約100名を抽出し、対面により詳細な情報の聞き取りを行った。

イ 生息状況

2020（令和2）年度に実施したアンケート調査及び聞き取り調査の結果から、愛知県には東三河地域を中心に少なくとも42群れ程度の群れの分布が確認されている。市町村別では、岡崎市、東栄町、新城市で群れの数が多い結果となった。

ただし、これらの調査で把握できる情報は限られているものと考えられる。岡崎市及び豊川市では、テレメトリー調査を独自に実施し、岡崎市で8群れ、豊川市で6群れの生息を確認しており、一部の群れは2市の境界を跨いで分布している可能性がある。なお、サルの群れは原則隣接して分布するため、現在群れが確認されている地域以外にも群れが分布している可能性が高い。

なお、群れから離れて単独で移動するハナレザルは、名古屋市や渥美半島、知多半島内などでも目撃情報があり、ほぼ県内全域で出没している可能性がある。



注)「ニホンザル推定群れ分布」は、2020（令和2）年度に実施したアンケート調査及び聞き取り調査結果及び2020（令和2）年度に岡崎市及び豊川市が実施したテレメトリー調査を参考にした。

図 4 ニホンザル推定群れ分布図

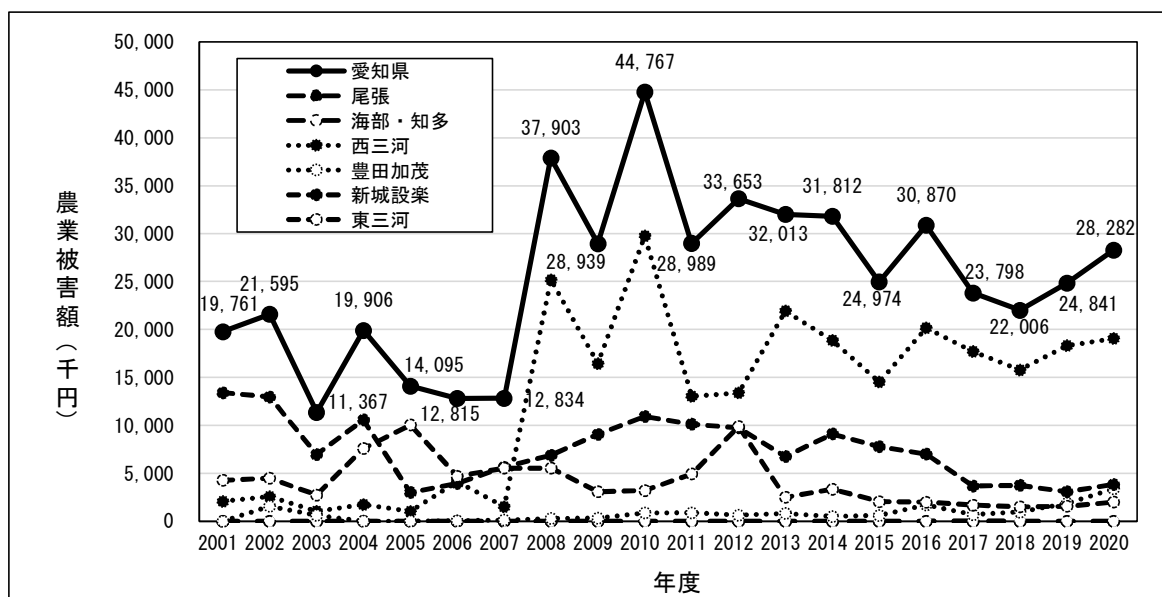
(2) 被害の状況

ア 農業被害

2001（平成13）年以降の農業被害額の推移を図5、市町村別の農業被害額（2015年度、2020年度）を図6に示す。

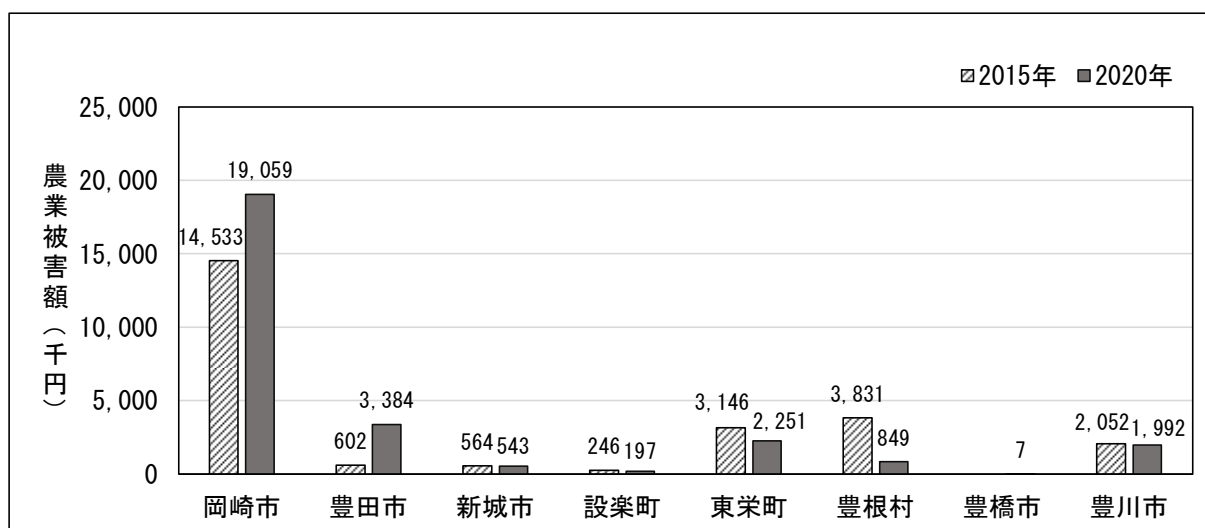
農業被害額は、2010（平成22）年度以降減少傾向にあったが、2018（平成30）年度以降は増加傾向にある

市町村別では、被害が最も大きいのは岡崎市で、県全体の被害の約7割を占めている。



出典：「愛知県農業水産局農業振興課資料」

図5 ニホンザルによる農業被害額の推移（全県）



出典：「愛知県農業水産局農業振興課資料」

図6 市町村別の農業被害額（2015年度、2020年度）

○ 鳥獣被害防止計画の目標の達成状況について

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づき、県内 10 市町村がニホンザルを対象に含む市町村被害防止計画を策定している。被害防止計画の中では、3 年を計画期間とし、被害軽減目標、捕獲や防護柵等の設置計画について定めている。なお、当該計画の目標は、被害額・面積について 3 年間で 20～30%低減を目指す事例が大部分である。およそ 2015（平成 27 年度）までは大規模な侵入防止柵の整備等により、目標を達成した地域もあった。しかし、近年は侵入防止柵の新設のような劇的な効果を得られる対策が行われず、目標を達成できていない場合が多い。

イ 群れの加害状況について

ニホンザルは基本的に群れで行動する動物であるため、群れごとに管理方針を決定していくことが望ましい。群れごとに個体数や加害の程度が異なるという特性を持つため、群れごとに「加害レベル」*を判定した上で、施策を検討する必要がある。加害レベルのイメージは、表 2 のとおりである。

実態の把握に向けた第一歩として、メッシュごとの農業被害の状況、市町村等への聞き取り調査結果を用いて表 2 のイメージを踏まえ、市町村単位で加害レベルの目安を示すこととする。

岡崎市は加害レベル 3～4 の群れが分布している可能性が高い。また、豊川市、豊田市、新城市、東栄町及び設楽町では加害レベル 2～3 程度、瀬戸市及び豊根村は加害レベル 2 程度と推測された。なお、豊田市では、群れの存在は確認されていないが、農業被害が小規模ではあるが確認されている地域もある。一方、豊橋市及び蒲郡市では、アンケート調査等では群れの分布は確認されず、農業被害も報告されていないが、隣接する岡崎市及び豊川市に分布する群れは比較的加害レベルが高いと予想されるため、注意が必要である。

なお、農業被害が最も大きい岡崎市では、群れの直接観察及び聞き取り調査から、一部の群れの加害レベルを判定しており、判定された群れの加害レベルを図 8 に示す。

一方、岡崎市と同様、テレメトリー調査を実施している豊川市では、加害レベルの判定までには至っていない。

* 加害レベルとは、群れの出没頻度及び人への反応等の各指標を数値化し、その合算値をレベル判定表に照らし合わせ、群れの加害度を 6 段階で評価したものである。

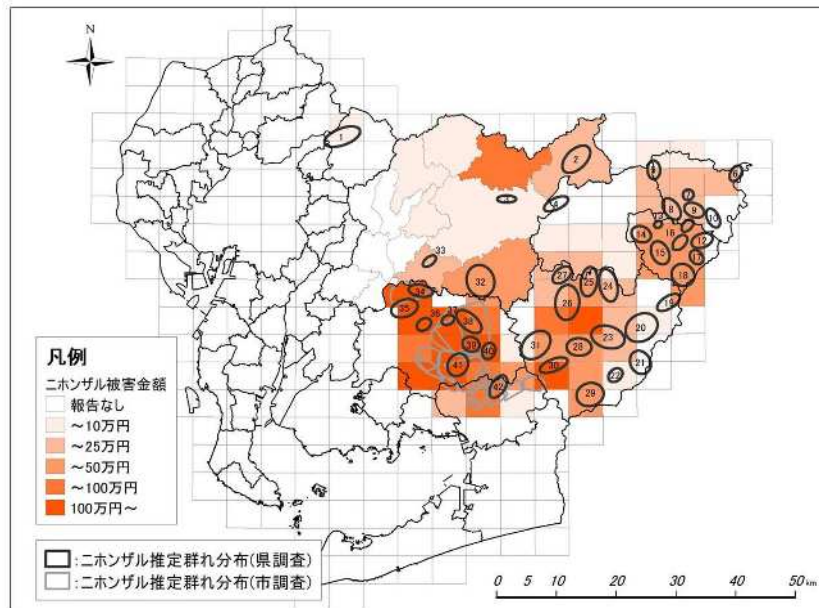


図 7 群れの分布と農業被害額対比図

表 2 群れの加害レベル（群れの出没頻度、出没規模、被害内容）のイメージ

レベル	群れの出没頻度、出没規模、被害内容
0	サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。
1	サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。
2	サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。
3	サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。
4	サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。
5	サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きくなり、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。

出典：環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・2015（平成27）年度）」



図 8 群れの加害レベル（岡崎市調査による）

ウ その他の被害

ニホンザルの分布の拡大に伴い、マダニやヤマビルによる吸血被害が拡大したり、市街地出没による交通障害等の生活環境被害が発生するなど、その被害は生活に密着した問題になりつつある。

また、ニホンザルによる被害は、被害額として数字にあらわれるものばかりではない。中山間地では、被害に悩まされたことにより、営農意欲が減退して耕作を放棄する、あるいは中山間地での生活を放棄するケースが多くなっている。これらによって生み出される耕作放棄地や深刻化する過疎化は、市街地や集落への出没を容易にする。そうした結果、これらの被害が激甚化・深刻化することが予測される。

※真福寺A群・B群は、真福寺群の分裂により生まれた群れで、現在その行動域は調査中。図8に示す分布範囲は、分裂前の真福寺群のもの。

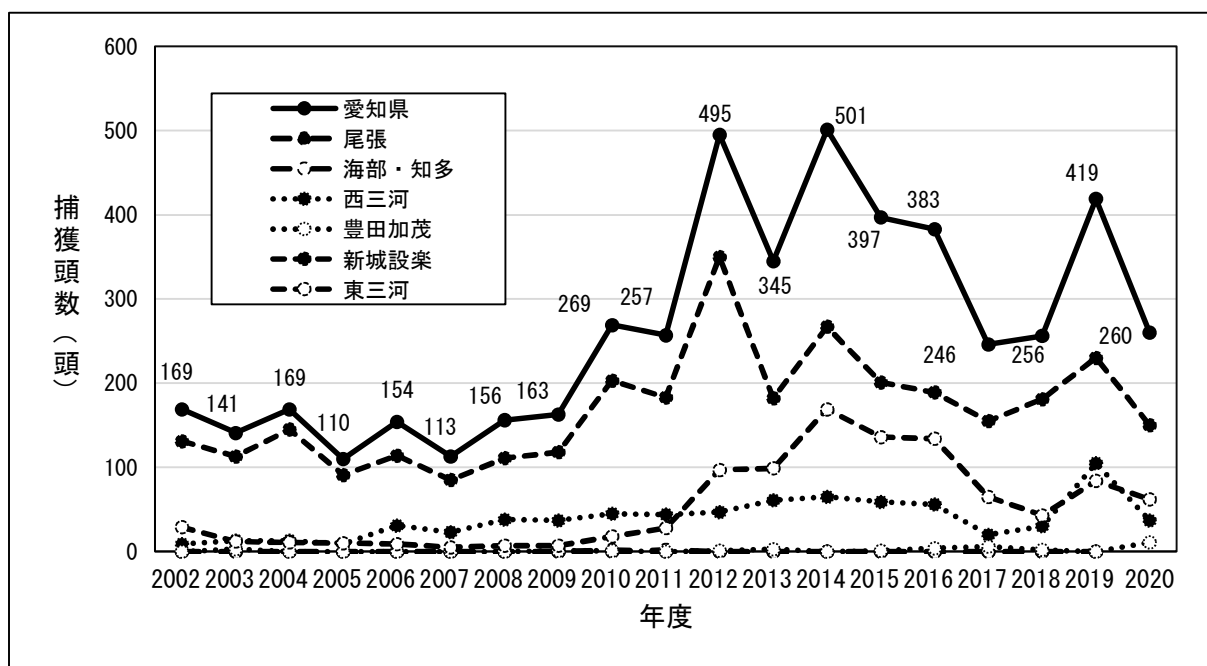
(3) 対策の実施状況

ア 捕獲状況

2002（平成 14）年度以降のニホンザルの捕獲頭数を図 9、市町村別の捕獲頭数（2015 年度、2020 年度）を図 10 に示す。

捕獲頭数は、年度によるばらつきが大きく、2010（平成 22）年度以降は概ね 250～500 頭の間に推移している。

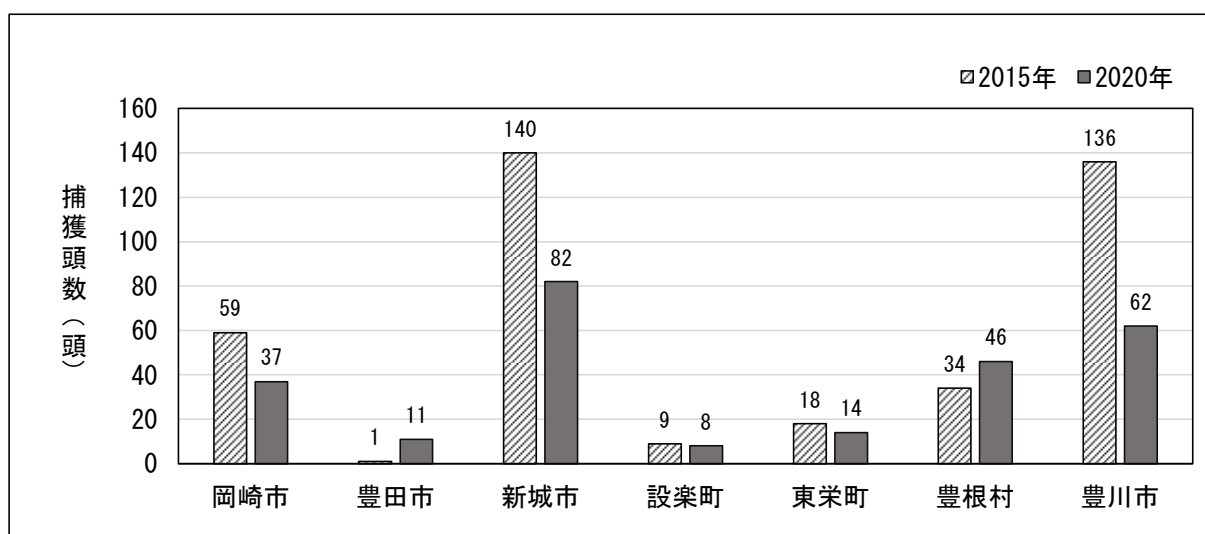
市町村別では、新城市及び豊川市で多く捕獲されており、最も被害の大きい岡崎市での捕獲は比較的少ない。



注) 特定鳥獣管理計画区域外の市町村での捕獲頭数を含む。

出典：「愛知県環境局自然環境課資料」

図 9 ニホンザル捕獲頭数の推移



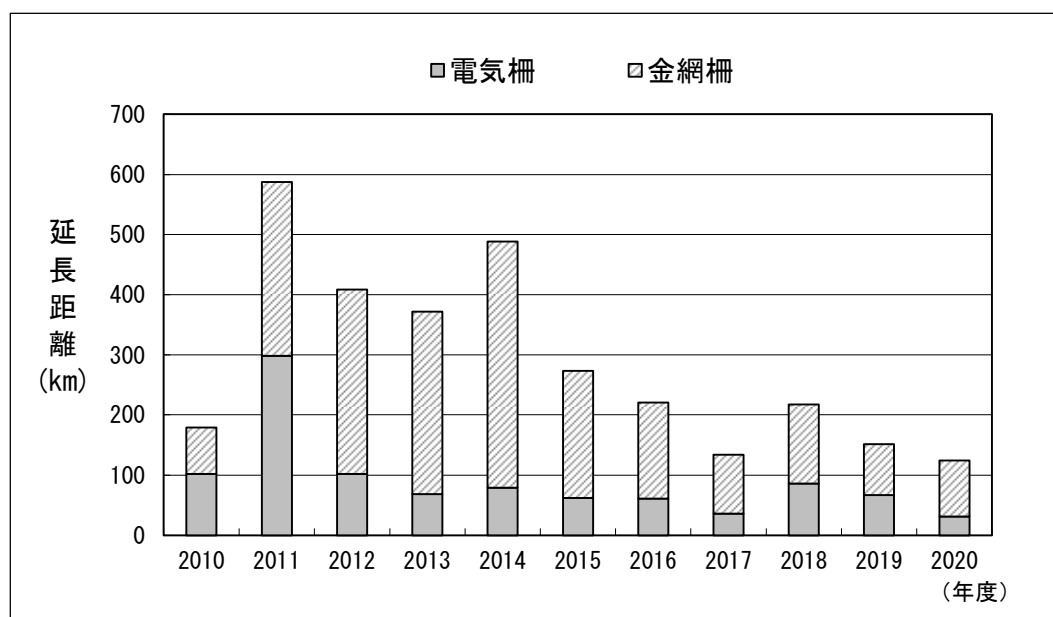
出典：「愛知県環境局自然環境課資料」

図 10 市町村別の捕獲頭数 (2015 年度、2020 年度)

イ 農業被害防止対策

農業被害防止対策の実施状況を図 11 に示す。

農業被害の拡大に対応するため、県農業水産局の各種事業により、特に 2011（平成 23）年度及び 2014（平成 26）年度に、被害が大きい地域を中心に侵入防止柵（電気柵及び金網柵）の設置が進んでいる。近年は、未整備地域での設置や、既設置済みの防護柵のかさ上げ、追加設置等を中心に実施されている。ニホンジカ、イノシシに加え、ニホンザルにも対応した金網と電気柵を組み合わせた侵入防止策については、岡崎市東部を中心に導入されている。



注) 農業被害対策の対象は、ニホンザルのほか、カモシカ、イノシシ及びニホンジカを含む。

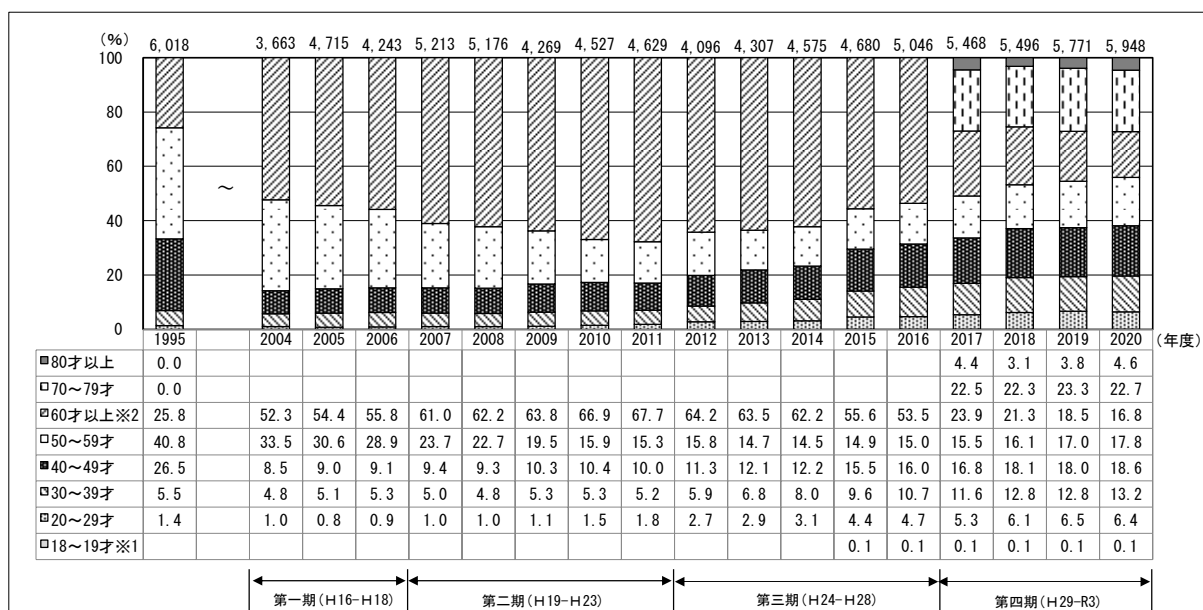
出典：「愛知県農業水産局農業振興課資料」

図 11 農業被害防止対策の実施状況

(4) 捕獲の担い手

年齢別狩猟免許所持者数の推移を図 12 に示す。

狩猟免許所持者は長期的には所持者数の減少及び高齢化が問題となっていたが、近年微増傾向にあり、20代から40代の割合も増加している。2020（令和2）年度は60代以上が占める割合は、44.1%となった。ただし、実際に捕獲に従事している人数は増加していないとみられ、捕獲の担い手不足が問題となっている。



※1 2015（平成27）年度より、新たに「18~19才」の区分が加わった。

※2 2017（平成29）年度より、「60才以上」が「60~69才」「70~79才」「80才以上」に区分された。

出典：「愛知県環境局自然環境課資料」

図 12 年齢別狩猟免許所持者の推移

6 特定計画の評価と改善

(1) 前計画の目標

- ・農業被害等の未然防止又は減少
- ・加害群の除去又は減少
- ・生息分布の縮減

(2) 評価及び課題

ア 農業被害、加害群対策

ニホンザルの農業被害額は、概ね横ばい傾向であるが、農業被害が減らない原因の一つとして、群れ単位での管理ができていないことが考えられる。現状は、市町村単位の大まかな加害レベルを推測する程度の情報を把握しているに過ぎない。今後は群れ単位での加害レベルの把握を進め、計画的な捕獲及び防除対策を実施する必要がある。

なお、加害レベルの判定、群れごとの管理は、他の獣対策と比べて専門的な内容となるため、県が市町村に対し、その概念や実施方法に係る部分を説明、支援する必要がある。

イ 生息分布

聞き取り調査結果によると、分布域は豊田市北部など、一部の地域で拡大していると考えられる。また、以前は分布がなかった瀬戸市にも群れが分布しているとの情報もあった。

分布域の拡大防止のためにも、群れの正確な分布状況、加害レベルの把握に向けた施策を検討する必要がある。

7 管理の目標

(1) 目標

地域個体群の安定的な維持を図りつつ、次の目標を達成するために個体数の調整、被害防除対策並びに生息環境管理等を総合的に行う。

具体的には、群れごとの加害レベルの把握を進め、計画的な捕獲等によって加害レベルを減少させることにより、分布の拡大防止及び縮減、農業被害等の未然防止又は減少を図る。

目 標	指 標
群れの加害レベルの減少	加害レベル（出没頻度、出没規模、人への反応、集落への加害状況、生活環境被害）
農業被害等の未然防止又は減少	農業被害額 市町村被害防止計画の達成状況
分布の拡大防止及び縮減	群れが分布する市町村数

ア 群れの加害レベル・農業被害

まず、各市町村の管内に分布する群れについて、加害レベルの判定を行う。次に、加害レベルを判定できた群れに関しては、そのレベルに応じた捕獲等の対策を順次実施し、加害レベルを減少させる。加害レベルの指標としては、出没頻度、出没規模などがあり、これらを減少させることにより、加害レベル全体を減少させることができる。

なお、対策は、岡崎市に分布する群れなど、加害レベルが高い群れを優先して実施する。

また、加害レベルに関連して、農業被害を減少させるとともに、分布の拡大地域での被害を未然に防止する。

農業被害の程度を評価するには、被害額を用いるのが一般的であるが、地域ごとに営農規模が異なり、数値化できない部分もあるため、具体的な数値で評価するのは難しい。そのため、農業被害額、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村被害防止計画の被害軽減目標の達成状況を指標とし、評価を実施する。

イ 分布域

分布の拡大防止及び縮減を図る。具体的には群れが分布する市町村の増加を防ぐ。現在県内全域に出没しているハナレザルについては、情報を収集し、出没動向を注視する。

(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

ア 順応的管理^{※1}

計画の運用にあたっては、群れの個体数や分布、繁殖率等、不確実な要素が多いことから、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を毎年度、確認・評価し、必要に応じて施策の見直しをしながら進めるものとする。その際、県が主導的に、愛知県特定鳥獣保護管理検討会^{※2}（以下「検討会」という。）及び愛知県特定鳥獣保護管理計画連絡協議会^{※3}（以下「連絡協議会」という。）を活用し、関係者と連携しながら、繰り返し検討する必要がある。

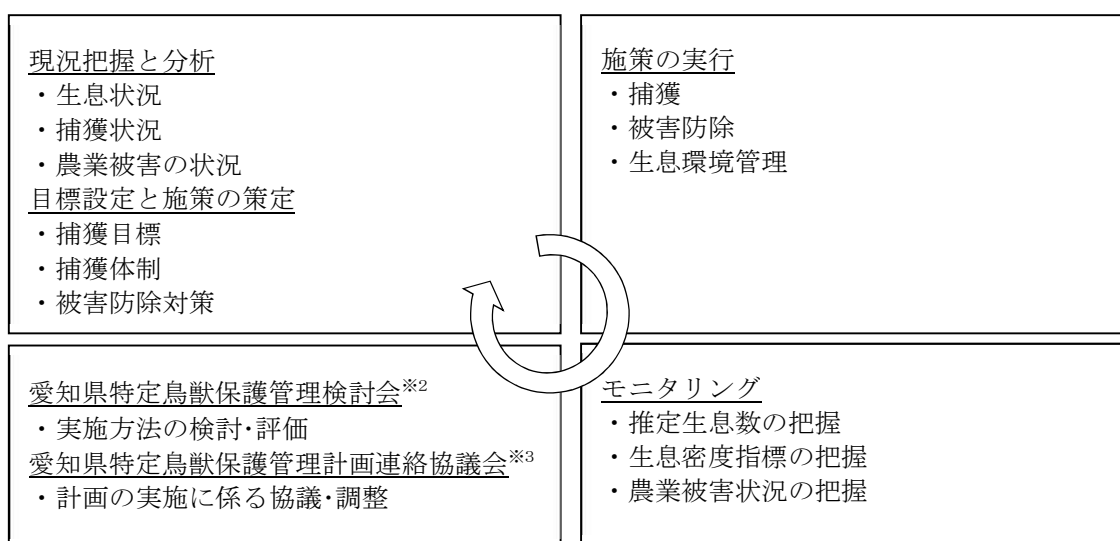


図 13 順応的管理

※1 順応的管理

順応的管理とは、自然の不確実性を踏まえ、知識や情報が十分でなくても目標設定、計画策定を行ったうえで対策を実施し、その結果をモニタリング調査で把握した事実によって評価し、再度目標設定・計画策定を行うという作業を繰り返すことで、よりの確な対応へと発展させていく管理手法。

※2 愛知県特定鳥獣保護管理検討会

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体及び地域の代表者等からなり、特定計画及び同実施計画の作成、実施方法等の検討及び実施した施策の評価等を行う組織。

※3 愛知県特定鳥獣保護管理計画連絡協議会

関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、県関係機関（鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等）及び市町村、関係団体から構成され、特定計画及び同実施計画の作成と実施計画の実行等について、協議・調整等を行う組織。

8 加害レベルの判定

ニホンザルの群れごとの管理に向けて、群れ単位での加害レベルの判定を実施する。市町村単位のエリア区分は実施しない。

加害レベルの判定は、以下①～③により市町村が実施するものとする。必ずしも毎年度実施する必要はないが、必要に応じて繰り返し実施する。また、調査の実施においては、必要に応じて民間企業や大学等との連携や鳥獣被害防止特措法に基づく助成金等の活用を検討する。県は、市町村が把握した群れの状況を分析し、全県での管理方針を検討するとともに、将来的には管理ユニット※の設定、管理を検討する。

① 加害レベルのイメージ図を利用

県が示す群れの推定分布図、市町村ごとに推測した加害レベルを参考に、必要に応じて集落及び地域住民からの情報を収集し、表 2 に基づき、加害レベルを判定する。

群れが分布している市町村は、最低限①の方法による判定を実施する。なお、①は加害レベルを大まかに把握する方法であるため、加害レベルが大きいと予想される群れが分布する市町村は、②又は③の方法によることが望ましい。

② 加害レベル判定表を利用

①と同じく群れの推定分布図及び市町村内ごとに推測した加害レベルを参考に、表 3 の加害レベル判定表を用いて各群れのポイントを計算し、表 3 により加害レベルを判定する。その際、集落代表者等に向けたアンケート調査の実施を検討する。なお、調査の際は、19 ページに示す「加害レベル調査票」を必要に応じて活用する。②の方法は、①と比べて総合的な評価ができるため、より実態を反映することができる。アンケート調査の実施においては、十分なサンプル数を確保することが重要である。

③ 直接観察による方法

群れの推定分布図等を参考に、現地でサルの行動等を直接観察し、加害レベル判定表を用いて加害レベルを判定する。直接観察することで、群れの個体数や性別・年齢構成についても把握することができる。

なお、①～③の方法は、テレメトリー調査による分布域調査と併用することで、より実態を反映したものができる。岡崎市では、テレメトリー調査で群れの分布域を把握したうえで、直接観察を実施することで、群れの加害レベルを判定している。

※ 管理ユニット

生物学的な意味でのニホンザルの地域個体群の区分は、現状の科学的知見の中では明確にされていないことから、管理のために便宜的に設定する管理単位を管理ユニットと呼ぶ。

ニホンザルは、ほとんどの場合複数の群れがまとまって分布するというパターンを示すことから、この隣接して生息する群れの集まり（集まりとはならず孤立した群れの場合を含む）を管理ユニットとして設定する。なお、広域に連続して群れが分布している場合は、県民事務所単位など管理がしやすい行政区域で区切って管理ユニットを設定する。

表 2 (再掲) 群れの加害レベル (群れの出没頻度、出没規模、被害内容) のイメージ

レベル	群れの出没頻度、出没規模、被害内容
0	サルは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。
1	サルは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。
2	サルは季節的に出没するが、農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。
3	サルは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。
4	サルは、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。
5	サルは、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。

出典：環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・2015（平成 27）年度）」

表 3 加害レベル判定表

ポイント	出没頻度	平均的な出没規模	人への反応	集落への加害状況	生活被害
0	山奥にいるためみかけない	群れは山から出てこない	遠くにいても、人の姿を見るだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的にみかけるときがある	2, 3頭程度の出没が多い	遠くにいても、人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺のみみかける
2	通年、週に1回程度どこかの集落でみかける	10頭未満の出没が多い	遠くにいる場合逃げないが、20m以内までは近づけない	大きな被害を受けている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2, 3回近くどこかの集落でみかける	10~20頭程度の出没が多い	群れの中に、20mまで近づいても逃げないサルがいる	甚大な被害を受けている集落がある	器物を損壊する
4	通年、ほぼ毎日どこかの集落でみかける	20頭以上の出没が多い	追い払っても逃げない、または人に近づいて威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落が3集落以上ある	住居侵入が常態化

出典：環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・2015（平成 27）年度）」

表 4 群れの加害レベルと合計ポイント

加害レベル	合計ポイント
0	0
1	1-2
2	3-7
3	8-12
4	13-17
5	18-20

出典：環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・2015（平成 27）年度）」

(参考様式) ニホンザル加害レベル調査票

ニホンザルによる被害状況について

地区名(集落名) : _____

記入日: 令和 ____年 ____月 ____日

1 ニホンザルの群れの状況に関して、アは目撃日時について分かる範囲で記載するとともに、イ～カは近いものを○で囲んでください。

項目	内容
ア 目撃日時	月 日 時 頃
イ 目撃頻度	①全く見かけない ②季節的に見かける ③週1回程度見かける ④週2,3回程度見かける ⑤ほぼ毎日見かける
ウ 出没する群れの大きさ	①2,3頭程度 ②10頭未満 ③10～20頭 ④20頭以上
エ 人への反応	①人の姿を見ただけで逃げる ②20m以上距離があっても近づくと逃げる ③20m以内に近づくと逃げる ④近づいても逃げない個体がいる ⑤追い払っても逃げない、威嚇してくる
オ 農業被害	①被害なし ②軽い被害 ③大きな被害 ④甚大な被害
カ 生活被害	①被害なし ②宅地周辺でみかける ③庭先に来る、屋根に登る ④物を壊す ⑤住居内に頻繁に侵入してくる

2 サルの群れを目撃した日時・場所・状況について、分かる範囲でできるだけ詳しくご回答ください。

(例) 1週間くらい前、朝7時頃に〇〇町の集落内の屋根に登っているのを見かけた。全く逃げずに威嚇してきた。

3 サルに関して特に困っていること、要望等について、以下の自由記述欄にご記入ください。

〔 当アンケートは、ニホンザル対策を進めるうえでの貴重な基礎情報となりますので、積極的にご回答いただけると幸いです。 〕

9 数の調整に関する事項

(1) 捕獲目標の設定

ア 前提

群れ単位での管理を意識し、目標を設定する。

イ 目標頭数

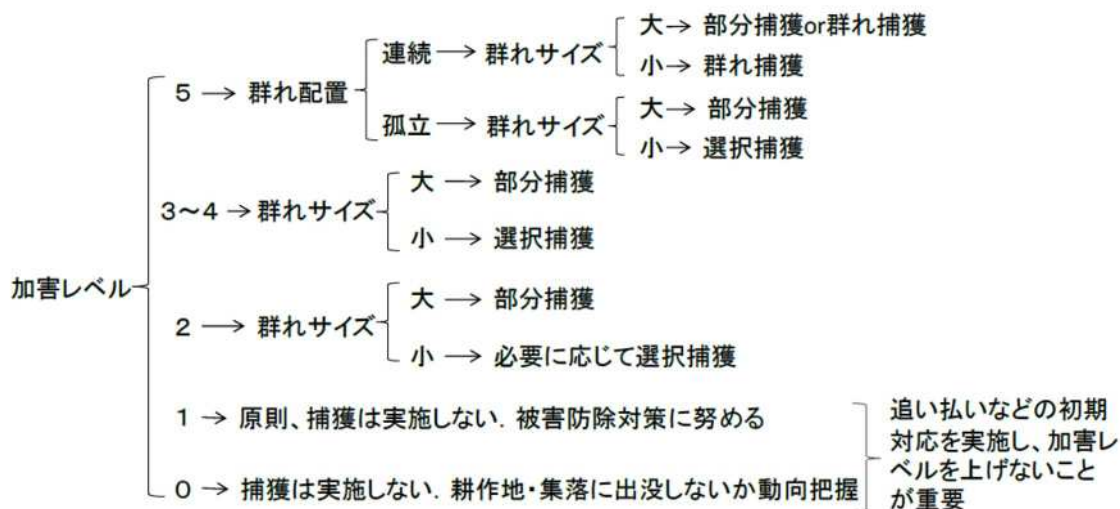
目標頭数の設定においては、原則として、群れの加害レベルに応じて、群れ単位での目標頭数を設定し、計画的な捕獲を実施する。群れの加害レベルが0、1の場合は、原則として捕獲は計画しない。無計画な捕獲は、効果が期待できず、群れを分裂させ被害を悪化させる可能性もあるため、注意が必要である。なお、加害レベルの把握が進んでいない場合は、市町村単位での目標頭数の設定も可とするが、必ず加害群を対象とした捕獲を実施することとする。

(2) 許可捕獲の推進

加害レベルが2以上の群れに対し、市町村を中心に、個体数調整、被害の防止を目的とした許可捕獲を実施する。許可捕獲の実施においては、群れを特定した上で、加害レベルや群れのサイズ等に応じた捕獲オプションを選択し、計画的な捕獲を実施する必要がある。環境省のガイドラインに示された捕獲オプションの選択の考え方は、図14のとおり。本県では図14及び本県での状況を踏まえ、以下のア～ウの考え方により実施する。

捕獲オプションの選択の際には、被害防除対策の実施状況（防護柵の設置、誘引物の除去など集落環境の管理、組織的な追い払いなど）を確認した上で決定する。また、捕獲だけでは被害の軽減には不十分であるため、被害防除対策、生息環境管理と組み合わせて実施することが必要である。なお、新たな地域への進出群については、しかるべき早い時期に分布の拡大を抑えるために除去を検討する。

また、個体数調整による捕獲の実施においては、鳥獣被害防止特措法に基づく助成金を活用し、捕獲従事者のインセンティブの確保に努めるものとする。



出典：「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・2015（平成27）年度）」

図14 群れの加害レベルと被害対策の選択の目安

ア 群れ捕獲

加害群の除去が目標であり、加害レベルが著しく高く、被害防除対策を実践しても被害が低減しない群れに対して、群れ全体を取り除く管理手法である。

① 対象

加害レベルが著しく高い群れ（レベル5）。加害レベルが5の群れについては、群れサイズやその連続性に関わらず、群れ捕獲の実施を検討する。

② 目的と効果

群れを全頭除去し、群れの数減らすことで、群れによる被害をなくすることができる。

③ 手法

大型捕獲檻を利用し、多数の個体を一度に捕獲する。捕獲檻は、群れの行動域や個体数をあらかじめ把握した上で、群れの利用頻度が高い場所、地権者の同意が得られる場所、人目につきにくい場所等を選定し、設置する。

④ 注意点

安易な群れ捕獲を繰り返すと、地域個体群の保全面に影響を与える可能性があるため、有識者の意見を踏まえて実施するなど、配慮が必要である。また、群れの排除後に一時的に被害がなくなっても、時間が経過すると隣接して分布する群れが進出して来る可能性があるため、引き続き追い払いなど被害防除対策を行う必要がある。

イ 部分捕獲

群れの存続を前提としており、群れの個体数が多いと被害防除対策を講じても被害が軽減せず、追い払い等が効果的に実行できないため、増えすぎた群れの個体数を計画で設定した個体数まで減らす管理手法である。

① 対象

加害レベルが2以上で、群れを構成する個体数が多く（群れサイズが大きく）、追い払い等の住民主体の被害防除対策を実施しても、十分な効果が得られない群れ。

② 目的と効果

群れサイズを縮小させることにより、追い払いが効率化されるなど、被害防除対策の成果が向上する。

③ 手法

固定式の大型捕獲檻や中型捕獲檻、移動式の小型捕獲檻、銃器による捕獲から、地域の捕獲体制等の状況を踏まえて選択する。

④ 注意点

被害防除対策と組み合わせて実施することが前提であり、住民主体の対策の継続、向上を図る必要がある。また、適切な群れサイズを検討し、捕獲により群れの分布に備え、群れの分裂が確認できるようなモニタリング体制と分裂した群れを捕獲できる体制の整備を進める。

ウ 選択捕獲

群れの存続を前提としており、人馴れが進んで住民に対する威嚇や生活環境被害を繰り返す悪質個体を識別したうえで、選択的に捕獲する管理手法である。

① 対象

加害レベルが3～4程度で、比較的群れサイズが小さい群れ。

② 目的と効果

悪質度の高い個体から優先的に除去することによって、群れの加害レベルを下げるができる。

③ 手法

原則、ニホンザルの個体識別が可能な技術者が麻酔銃などを用いて行う手法である。なお、人馴れが非常に進んでいる個体に対しては、捕獲檻の使用も有効である。

④ 注意点

問題個体が現れないように、追い払いや誘引物の除去などの被害防除対策と組み合わせて実施するため、住民主体の対策の継続、向上を図る必要がある。

高度な技術（問題個体の識別、射撃能力）を要する手法であり、費用面での負担が大きい。

(3) 人材育成、捕獲技術の開発

ア 捕獲の担い手の確保

ニホンザルは狩猟対象ではないが、狩猟免許を所持し、許可捕獲に従事する捕獲の担い手の育成・確保を図る必要がある。このため、狩猟免許制度のPRに努め、狩猟免許試験を年2回程度開催する。PRに関しては、狩猟の魅力伝えるイベントや、農業者の育成校を対象とした狩猟免許制度に係る出前講座を通して、幅広い層に向けた啓発を図るものとする。なお、社会情勢に応じてオンライン開催に切り替える等、開催方法について検討する。

近年わな猟免許を中心に、狩猟免許取得者が増加しているが、実際の捕獲に繋がらない場合も多く、捕獲の担い手を確保するうえで大きな課題となっている。県は、免許取得者に向けた捕獲技術向上のための講習会を開催し、技術的な支援を行うなど、捕獲の担い手の確保に向けた取組を推進する。

狩猟者団体は、狩猟免許に係るイベントや講習会の開催等を通して、捕獲の担い手の確保・育成に努めるものとする。

県は、指導的な立場にいる狩猟免許所持者に対し、狩猟事故及び錯誤捕獲の防止、安全確保、法令遵守等について、指導を徹底するよう求める。

また、捕獲作業に際して、見回りへの協力や、生息情報の提供など地域ぐるみの捕獲の実現に向け、地域住民に向けた啓発、研修の実施を検討する。

イ 捕獲技術の開発

ニホンザルの管理においては、地域ごとの分布状況及び狩猟者の高齢化・減少を踏まえ、従来よりも効率的かつ安全な捕獲方法を開発することが必要である。このため、ICT等を利用した新しい捕獲技術の開発を検討する。

10 被害防除対策及び生息環境管理に関する事項

ニホンザルによる被害を防ぐためには、県、市町村、関係団体、住民等が連携して、計画的・継続的に被害防除対策及び生息環境管理を実施することにより、集落及び農地がニホンザルにとって餌場ではないことを学習させ、その行動圏とならないようにすることが必要である。

また、これらの対策は局所的に実施しても十分な効果は期待されないことから、地域が一体となった長期的な取り組みを進める必要がある。

このため、鳥獣被害防止特措法に基づく地域対策協議会構成員（市町村、農協等）は、被害防除対策の計画作成、設置、その後の維持管理に至るまで、地域の活動をバックアップする。

(1) 被害防除対策

ア 電気柵の設置

電気柵を工夫して設置することにより、ニホンザルの侵入防止に役立てることができる。なおニホンザルが出没する地域は、通常イノシシ、ニホンジカ等も出没するので、これらの野生獣すべてに効果的であることが前提条件である。ニホンザルは日中に現れるので、必ず終日通電する。また、大きな木のそばや山林内では柵をよじ登らずに樹上から飛び込むため、設置場所に注意する。

イノシシ等対策のためのワイヤーメッシュ柵に電気柵を増設する方法も有効である。まず、ワイヤーメッシュ柵に弾性ポール（グラスファイバ製ポール）を接ぎ足し、弾性ポールにネットを取り付け、ネット部分に3～5段の電気柵線を編み込んで固定する方法がある。この方法では、ニホンザルがネットを登って越えようとする時、柵線に触れて感電する。家庭菜園などでも利用しやすい方法である。

また、兵庫県で考案された「おじろ用心棒」は、ワイヤーメッシュ柵の上部に3段程度の電気柵を取り付け、電線を巻き付けた弾性ポールを接いで柵線を取り付ける方法である。この方法では、柵線だけでなくポールをつかんでも感電するのでより効果的であり、農地や集落の外周を囲う大規模侵入防止柵の機能強化策として利用価値が高い。

イ 追い払い・追い上げ

ニホンザル対策では、集落及び農地が行動域でないと認識させ、人間の生活域に侵入させないための管理が重要である。群れが人間の生活域に侵入する場合は、追い払い、追い上げ等の対策を実施する。

追い払いは、耕作地や集落に出没したニホンザルを、様々な手段を用いて耕作地や集落の外に追い払うことで、人に対する恐怖心を学習させ、人や集落環境への馴れを防止する方法である。追い払いには、ロケット花火、電動エアガン、パチンコなどの道具を用いて、地域ぐるみで力を合わせて追い払うことが重要である。

また、出没の直後に全力で追いかないと十分に効果が得られないので、防災無線や携帯電話等を利用し、情報を即時共有する仕組みづくりが重要である。

追い上げは、群れを対象に、人家や耕作地のない地域を明確に定め、その地域に群れを人

為的に移動させる方法である。加害レベルの低い群れを追い上げ対象とすることで、被害の未然に防ぐことも可能である。

追い上げの際は、花火や銃器など、大きな音を出す道具を、一斉かつ大量に用いる。訓練されたサル追い犬（モンキードッグ）の使用も効果的である。また、可能な限り、連日、一週間程度継続する。

なお、追い上げの実施にあたっては有識者の助言を得ながら、周辺に生息する他の群れの行動域も考慮して追い上げ先の山域を決定し、地域の関係者で協力して山中深くまで強制的に群れを移動させる。その後の行動の様子を必ずフォローし、効果が不十分な場合は繰り返し行う必要がある。

ウ 餌付けの禁止

ニホンザルへの餌付けは、人馴れを進めてしまうととも、加害レベルを増加させる原因となるため禁止するとともに、市町村は住民及び観光客に対して広報・指導等を徹底する。

(2) 生息環境管理

ア 鳥獣保護区について

県内の鳥獣保護区は、2021（令和3）年度で68箇所（20,266ha）が指定されており、ニホンザルの対象区域には、40箇所（11,927ha）が指定されているが、被害の現状を踏まえ、鳥獣保護区内での許可捕獲の実施も検討する。なお、生息状況については把握に努め、極端な生息数の減少がみられた場合は、保護に向けた施策を検討するが、当面の間は以下の生息環境の整備を重点的に実施する。

イ 生息環境の整備

次の環境整備により、農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とニホンザルの行動圏との分離に努める。

① 森林環境の改善

森林の管理者は、適切な森林施業や広葉樹の導入を図る施業の推進等を進め、生息地となっている森林の維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。

② 誘引物の除去

農地や集落周辺における耕作放棄地、藪・雑草等は、草地化してニホンザルに餌場を提供するとともに、農地への誘引を助長する要因となるため、土地管理者及び農家は刈り払い等の適正な管理に努める。また、農地の未収穫物、人家周辺の生ごみ等はニホンザルの食物となり、ニホンザルを誘引するため、農家及び地域住民等は適切に処分する。また、住民が集落の状況を共同で点検し、組織的な対策を進めるためにはきっかけが必要である。そのため、行政の担当者が住民とともに集落を歩き、放置果樹、生ごみ等の問題点を認識させる、集落環境点検の実施について検討する。

1.1 モニタリング等の調査研究

野生のニホンザルやそれを取り巻く自然環境は未解明な点も少なくない。

順応的に科学的・計画的な管理施策を推進するため、表5に示す群れ数、群れサイズの推定や農業被害状況等についてモニタリングにより評価・検討を行い、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、各市町村が策定する実施計画の作成に資するものとする。また、表5に示す項目以外についても、市街地出没による生活環境被害等、ニホンザルによる被害は多岐に渡ることから、その情報の把握に努めることとする。

表5 モニタリング項目

調査・分析項目		目的	内容・方法等	実施者	時期
生息状況	捕獲実績(有害駆除)	被害実態の経年変化の把握	有害駆除を行った場所を被害情報マップ(5kmメッシュ)として作成	各市町村	毎年
	アンケート調査 生息実態調査	加害レベルの判定	集落代表者等へのアンケート調査、テレメトリー調査、直接観察	各市町村	随時
	アンケート調査 聞取り調査	分布・生息数の経年変化の把握	分布等を把握するアンケート調査、聞取り調査	県(自然環境課)	5年毎
被害状況	農業被害調査	被害実態の経年変化の把握	市町村からの農業被害量・金額等の報告内容を精査するほか、農業被害の増減を5kmメッシュで把握	県(農業振興課)	毎年
防除対策	防除対策の効果	防除対策の評価	市町村からの報告内容を精査	県(農業振興課)	毎年
その他	狩猟者数動向調査	狩猟者数の経年変化の把握	免許発行数からの動向分析	県(自然環境課)	毎年
総括	総合分析	各モニタリング結果を総合的に評価しフィードバック	各モニタリング結果を一元管理し、総合評価を行った後、検討会に諮る	県(自然環境課)	毎年

12 その他管理のための必要な事項

(1) 計画の実施体制(図 15 参照)

管理を適切に実施していくため、行政、関係団体、地域住民が密に連携し、合意形成を図りながら計画を実施する。

ア 県の役割

① 特定計画の運用

鳥獣行政部局だけでなく、農政部局等の関係部局が連携して計画を運用する。また、毎年度に数回、連絡協議会及び検討会を開催し、前年度の短期モニタリング結果を踏まえ、前年度の施策の実施状況の共有、評価及び市町村が作成した当該年度の実施計画案の協議・検討を行う。

協議・検討の結果、特定計画における捕獲頭数の目標や個別施策等の見直しが必要となった場合には、順応的に見直しを行う。

② 市町村との連携

ニホンザルの管理のための捕獲や被害防止対策等は市町村が実施主体となることから、連絡協議会等を活用したモニタリング結果、他県事例等の情報提供や、人材育成のための各種研修の実施などにより支援を行い、連携して対策に取り組むこととする。また、情報交換を積極的に行い、生息状況、農業被害等に係る情報を早期に把握できるよう努める。

③ 関係機関との連携

ニホンザルの群れは、県境を跨いで分布している可能性があるため、隣接県と必要に応じて協議・調整し、実施計画の調整を図るとともに、生息状況等の情報交換を行うなど、隣接県との連携に努める。狩猟者団体に対しては、捕獲の実施者として積極的かつ安全な捕獲の推進及び捕獲の担い手確保について協力を求める。農業関係団体に対しては、情報交換を密に行い、農業被害の早期把握に努める。地域の大学などの研究機関に対しては、群れの分布状況の把握や調査の実施時に協力を求めることにより、科学的・計画的な計画の実施に努める。

イ 市町村の役割

① 市町村実施計画の作成

計画対象区域の市町村は、毎年度、特定計画に基づき、生息環境整備、被害防除対策、捕獲頭数及びその根拠等を記載した市町村実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度次の関係情報を収集、把握し、施策の評価を行い、計画に反映する。

＜関係情報（市町村別のモニタリング）＞

- ・生息情報マップの作成（捕獲頭数、捕獲場所、性別、成獣幼獣の別等）
- ・被害状況マップの作成（農業被害の場所、種類、被害量、5km メッシュでの被害額の増減）
- ・被害防除対策の方法、実施結果、効果等
- ・生息環境の整備状況

また、捕獲頭数については、毎年度、県が提供する生息情報に係る資料等を基に、群れの分布や加害レベルを踏まえて、設定する。原則、群れごとに捕獲頭数を設定する。

ニホンザルの地域個体群の管理にあたっては、群れの加害レベルを基本に考えることとなるが、加害レベルは絶対的なものではなく、常に変化し得るものであることに留意する必要

がある。

捕獲は、被害を減少させるために有効な手段であるが、地域の実情に応じて、他の加害獣の被害防除、生息環境管理を兼ねた対策、集落単位で行う地域独自の総合的な取り組み、新規開発された捕獲、防除手段の使用など独自対策も記載するよう努める。

なお、実施計画の作成に当たっては、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

毎年度、連絡協議会及び検討会の協議・検討結果に基づき、当該年度の実施計画を作成し、ウェブページ等で公表する。

② 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲、被害防除対策等を推進する。実施にあたっては、地域住民及び鳥獣被害対策実施隊等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。

③ 市街地出没の対応

生息環境管理等により市街地出没を防止するとともに、市街地出没が発生した際は、住民からの目撃、出没情報の収集、住民への注意喚起を県や地元警察と連携して行う。

ウ 県及び市町村共通の役割

① 人材育成・確保体制

県及び市町村は、捕獲の担い手を確保するとともに、鳥獣の保護管理に精通した人材を育成・確保し、施策の一貫性が保てるような体制を整備するよう努める。

また、以下に示す研修会の開催等により被害防除対策等について、技術的指導ができる人材の育成に努める。

- ・市町村、県等行政機関の鳥獣担当者に対する野生鳥獣全般に関する研修
- ・普及指導員等に対する被害防除対策及び人材育成等に関する研修
- ・農林業者、狩猟者、農協、森林組合等に対する鳥獣害対策の新技术等の紹介

エ 狩猟者団体及び狩猟者の役割

① 捕獲の実施等

本計画の目標、趣旨を踏まえ、市町村等関係機関に協力し、個体数調整、被害防止のための捕獲を実施するとともに、捕獲データの収集などを通して県等が実施するモニタリングへの協力を努める。必要に応じて、市町村の鳥獣被害対策実施隊に参加し、地域ぐるみの対策に協力する。また、狩猟者団体は獣類の市街地出没や錯誤捕獲に係る対応への協力を努める。

② 人材育成、安全管理

狩猟者団体は、狩猟に係るイベントや免許取得者に向けた技術支援を実施することなどにより、捕獲の担い手の確保に努める。また、所属会員に向けた安全確保に関する指導を徹底する。

オ 農業関係団体の役割

① 農業者に対する指導等

市町村等と連携して被害発生地の実況に即した効果的な被害防除、生息環境管理が実施できるよう、指導、支援に努める。

② 情報交換

ニホンザルの目撃、被害に係る情報を収集し、必要に応じて市町村等に提供する。また、市町村等が実施する被害状況等の調査への協力に努める。

カ 集落及び地域住民の役割

① 被害防除対策としての防護柵の設置・管理

個々の農地は地域住民（農業従事者）が、集落全体は集落で主体的に実施する。特にニホンザルに関しては、個々の農業従事者の点的な対策の実施よりも、地域ぐるみで組織的・面的に対策を実施することが効果的であるため、市町村等と連携して効率的な体制で実施する。

② 防護柵の設置や被害防除対策としての集落環境整備

防護柵の設置及び管理、藪の刈り払い、誘引物の除去は集落・地域住民が主体となって実施する。

③ 地域ぐるみの捕獲

狩猟免許を持たない者が補助者として参加する捕獲を実施する場合に、積極的に協力する。

④ 目撃、出没情報の提供

ニホンザルの農地周辺や市街地での目撃、出没の情報を県や市町村に提供する。

(2) 地域に根ざした取り組みの充実

ニホンザルの対策では、生息環境整備、被害防除対策及び捕獲等の総合的な取り組みを地域レベルで適切に進めることが効果的である。

このため、市町村は、地域ごとの保護管理の具体的な目標の達成に向けた共通意識を可能な限り集落レベルまで共有又は周知することなどにより、地域の共通意識を醸成しつつ、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策に関する啓発や、集落単位の防護柵の設置等の施策を実施することとする。

県は連絡協議会及び鳥獣被害防止特措法における地域協議会等を通じて被害防除対策に必要な指導助言を行う。

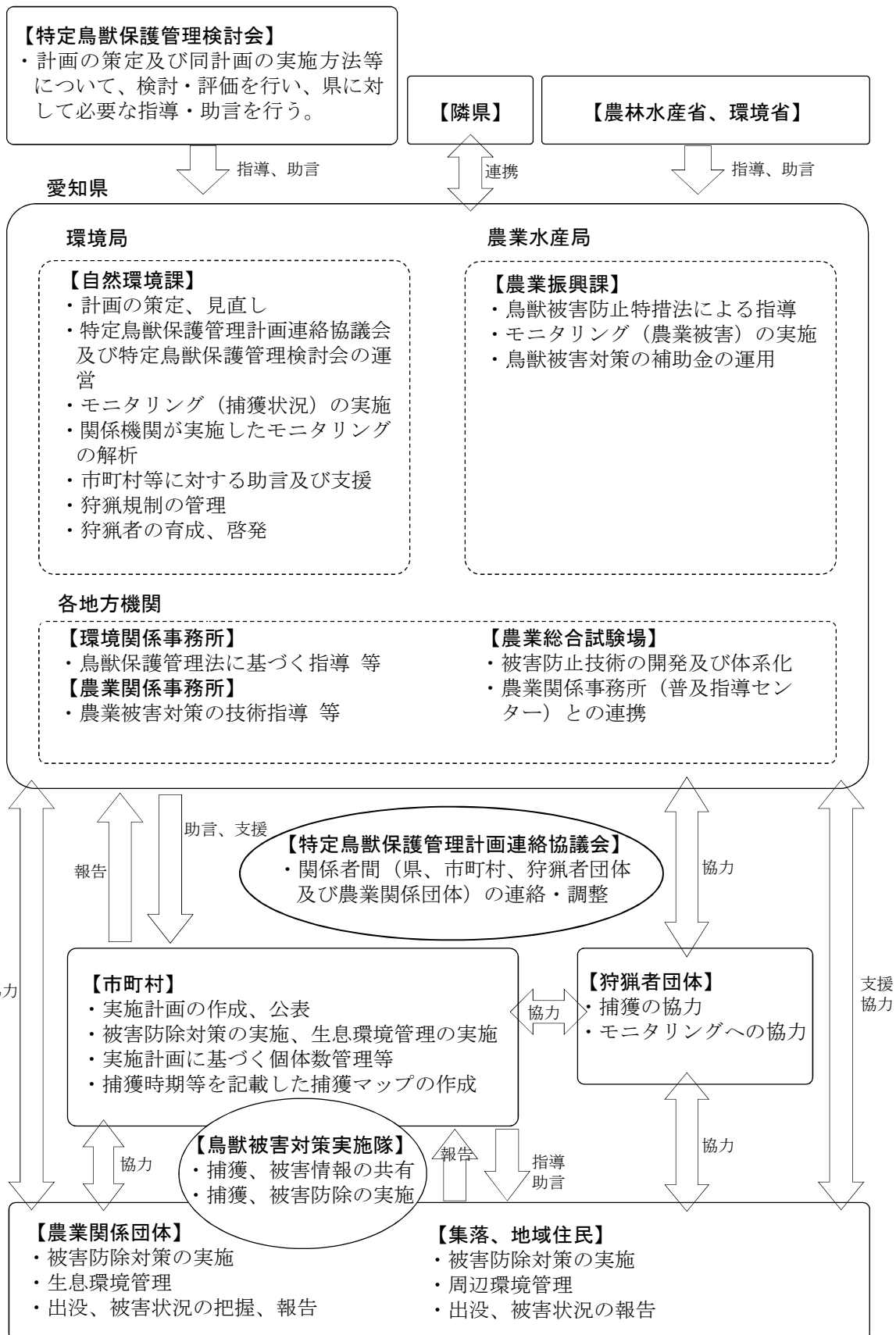


図 15 計画の実施体制図

(3) 年度別実施計画の作成

モニタリング結果及び年度別実施計画に基づく対策の実施報告をもとに、連絡協議会において実施状況の共有及び協議、検討会において当年度の評価を行い、翌年度の対策を検討する。

計画の最終年度までに実施した対策の総合的な評価を行い、必要に応じて次期計画の策定を行う。生息状況、被害状況及び防除対策の各モニタリングの評価・検討は、次のとおり行う。

- ・捕獲実績のデータをマップ（5 km メッシュ）に集約する。
- ・農業被害及び加害群の分布等をマップに集約する。
- ・防除対策の効果等を評価する。
- ・課題及び改善点等を抽出し、その対応策について検討を行う。

(4) 市街地出没の防止等に係る対応について

近年、ニホンザルが市街地等に出没し、住民の生活に支障を及ぼす事例が発生しており、今後同様の被害が増加する可能性がある。そのため、ニホンザルの出没を防止するための対策を実施するとともに、出没時に備えた体制の整備を行う。

ア 出没を防止するための対応

被害を予防する観点からは、モニタリングにより出没の兆候を把握し、出没を防止することが重要である。また、出没を防止するための対応としては、市街地への誘引を防止することが効果的である。そのためには、山際や河川敷における藪の刈り払い等により侵入経路を遮断すること、餌付けを防止すること、生ごみ、放置果樹・放置農作物等の誘引物を除去することなどの対策を組み合わせる必要がある。また、市町村は、地域住民に対して、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出没した時の対応

ハナレザル等の突発的な出没には、計画対象区域かどうかに関わらず、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて周辺住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動ルートへの遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体や群れが出没する場合は、加害レベルに応じて、追い払いや追い上げ、又は捕獲による除去を検討する必要がある。捕獲にあたっては、地元警察、市町村等により周辺住民の安全を確保した上で実施する必要がある。サルについては、捕殺に限らず、場合によっては麻酔による捕獲を実施する。麻酔銃による捕獲の場合は、鳥獣保護管理法第 38 条の 2 の住居集合地等での麻酔銃猟の許可を、吹き矢による麻酔の場合は、鳥獣保護管理法第 37 条の危険猟法の許可を受ける必要がある。

また、出没に対して迅速に対応するため、事前に市町村及び警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努める。市町村は、地域住民に対して、市街地出没の情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

出没が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

(5) 錯誤捕獲の防止に係る対応等について

わなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

サル捕獲に関しては、ニホンジカ、イノシシを対象とした捕獲と比べて、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性は低いと考えられる。ただし、大型捕獲檻を使用する場合、これらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起こらないよう、自動撮影カメラによる事前調査を実施するなど、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等への配慮を検討する。また、県及び市町村は、これらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、警察、狩猟者団体と連携した連絡、対応体制を整備するとともに、放獣時に麻酔を実施するための体制の確保に努めるものとする。

(6) 感染症及び安全対策の実施

ア 感染症への対応等

ニホンザルが関係する人獣共通感染症のうち、捕獲作業等によるニホンザルの接触で注意すべき感染症として、ニホンザルの唾液・血液等の飛沫が人の目や口の粘膜に入ることによって感染するBウイルス※がある。

県及び市町村は、これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者や狩猟者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

ニホンザルの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。捕獲事業の実施主体である行政機関は、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

(7) 情報の収集・普及啓発等

県及び市町村は、関係者の協力のもと、ニホンザルの生態及び行動、生息状況、生息環境、捕獲状況、被害状況、被害対策事例、被害防除技術等についての情報を把握、収集し、広くわかりやすい形で県民に提供することにより、ニホンザルの管理について県民への普及啓発に努める。

また、本計画の内容についても、本計画の概要版を活用するなど、わかりやすい形での情報発信に努める。

■参考文献

※ 吉川泰弘. 1999. Bウイルス感染症. エマージングディゼイズ (竹田、五十嵐、小島編), 265-270. 近代出版.

資料編

目 次

1	基本情報.....	資-1
	(1) 生態.....	資-1
	(2) 生息分布.....	資-2
	(3) 自然環境.....	資-5
	(4) 土地利用状況(農林業の状況).....	資-7
2	アンケート調査.....	資-9
	(1) 調査の概要.....	資-9
	(2) 調査方法.....	資-9
	(3) 調査結果.....	資-10
4	データ集.....	資-15
	(1) 農業被害.....	資-15
	(2) 市町村別捕獲数の推移.....	資-17
	(3) 防除対策、生息環境管理の実施状況.....	資-18
5	鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の策定状況.....	資-20
6	第二種特定鳥獣管理計画(ニホンザル)の経緯.....	資-21

1 基本情報

(1) 生態

ア 生息環境

一般に低標高で気候の温暖な常緑広葉樹林、落葉広葉樹林に生息する。

イ 形態

オスの方が大きく、頭胴長 53～60cm、尾長 8～12cm、体重 10～18kg、メスは頭胴長 47～55cm、尾長 7～10cm、体重 8～16kg である。毛の色は茶褐色ないし灰褐色で、腹と四肢の内側がやや白い。顔と尻は裸出して赤い。

ウ 食性

雑食性で、果実、種子、葉、芽、キノコ、昆虫その他の小動物を食べるが、量的には植物質が多い。主要な餌は季節により変化するが、春から夏にはタケノコ、植物の新芽及び若葉、秋にはクリ等の果実、冬には樹皮及び冬芽を採餌する。

エ 繁殖

交尾期は秋から冬であり、出産期は春から夏である。通常、2～3年に1回の割合で出産し、妊娠期間は平均 173 日、1度に普通 1 頭、ごく稀に 2 頭を出産する。オスは 6～7 歳で性的に成熟し、成長するにつれ、自分が生まれた群れ（出自群）を離れ、10～11 歳までに完全にいなくなる。一方、メスは基本的に出自群にとどまり、5～7 歳で初産を経験する。平均年齢は 20 歳前後であり、大部分の個体は 25 歳までに死亡する。なお、栄養状態が良くなると出産頻度は多くなり、妊娠の開始年齢は早くなり、出生直後の死亡率も低下すると言われている。個体数の変動は緩やかであるため、何らかの要因で急激に減少した場合、個体数の回復は遅いと言われている。

オ 行動

数頭のオス成体及びメス成体とその子供達からなる十数頭から百数十頭までの群れで生活をする。ほかにハナレザルと呼ばれる単独で生活する個体（主としてオス）がある。一つの群れの大きさは、常緑広葉樹林の方が落葉広葉樹林よりも大きい。これは、落葉樹林は植物の生産活動にはっきりとした季節性があり、春や秋には食物が豊富にあるが、冬には極めて少なく、夏も葉が成熟して利用できる部分が少なく、比較的厳しい環境になる。このような違いを反映しているものと考えられる。

群れの行動域は 1 km² 未満～25 km² までと幅があり、毎年ほぼ同じ地域を利用する。また、土地や食物に対する執着性が高く、農地を遊動域に組み込んだ群れでは、個体数を減らしても農地への侵入が直ちに減少することなく、被害の軽減にはつながりにくい。行動域は落葉広葉樹林の方が常緑広葉樹林よりも広く、1 頭あたりの面積は約 10 倍の差があり、生息密度も 1 km² あたり、常緑広葉樹林では数十頭、落葉広葉樹林では数頭と大きく異なる。知的能力が高く、手先も器用で、運動能力が優れており、好奇心が旺盛で適応力も高い。昼行性で、樹上及び地上で活動する。

(2) 生息分布

ア 1978（昭和 53）年度以降の変化

環境省が実施した「自然環境保全基礎調査（第 2 回及び第 6 回）」結果によるニホンザルの分布域を図 1 に示す。

赤色の網目は第 2 回調査（1978（昭和 53）年度から 1979（昭和 54）年度に実施）でのみ、黄色の網目は第 6 回調査（2000（平成 12）年度に実施）でのみ、緑色の網目は第 2 回及び第 6 回調査の両方でニホンザルの生息が確認された地域を示している。

1970 年代後期には、ニホンザルの分布域は長野県、静岡県及び愛知県の県境が重なり合うあたりから各県内に帯状に広がっていたが、その連続性はあまり強くなかったと考えられる。

愛知県における分布域は東部に集中しており、旧北設楽郡から岡崎市（旧額田町）及び豊川市（旧豊川市）周辺にかけて連続的に分布していた。1979（昭和 54）年度から 2000（平成 12）年度の約 20 年間に、図 1 の黄色の網目で示されるように、県内の分布域は東西方向へ拡大した。西側への拡大は豊田市（旧豊田市）付近にまで及び、北部は瀬戸市から岐阜県境、南部は岡崎市（旧岡崎市）にまで達している。また、東側への拡大は静岡県境まで及び、静岡県内でも愛知県に隣接する地域で分布域を拡大しているようである。

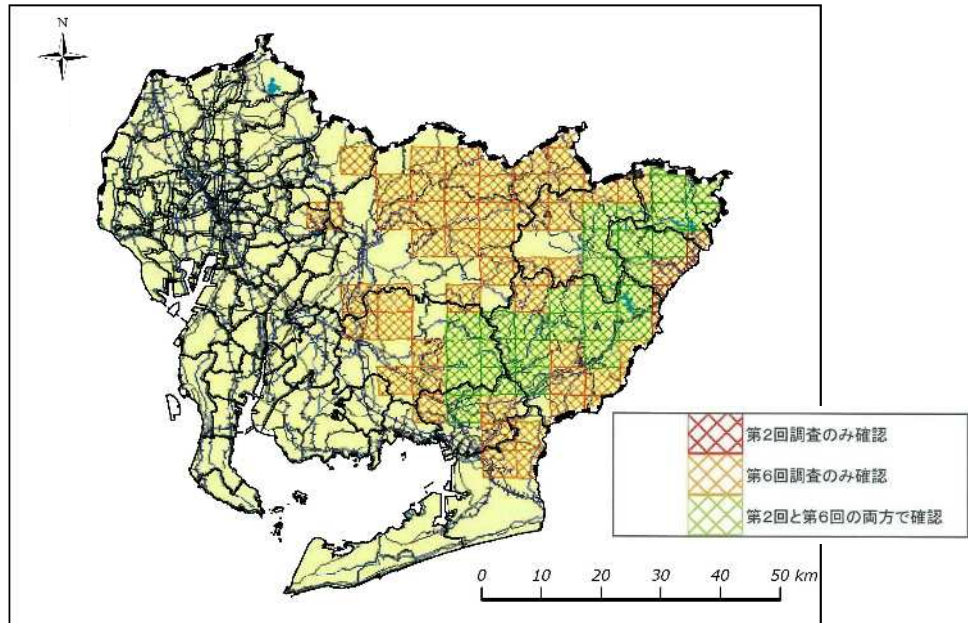
イ 2005（平成 17）年度以降の変化

本県が 2005（平成 17）年度から 2020（令和 2）年度にかけて、5 年毎に実施したアンケート調査及び聞き取り調査結果によるニホンザルの分布域をそれぞれ図 2 に示す。

2005（平成 17）年度から 2010（平成 22）年度にかけては、旧足助町東部周辺で縮小したが、幸田町や西尾市に分布域を拡大している。

2010（平成 22）年度から 2015（平成 27）年度にかけては、豊橋市及び田原市（旧田原町）等の県南部へ分布域を拡大している。

2015（平成 27）年度から 2020（令和 2）年度にかけては、西尾市の一部地域で分布域が縮小したが、豊田市の北東部において分布域を拡大している。



出典：「第2回及び第6回自然環境保全基礎調査」（環境省）

図1 生息分布域（1978・1979年度、2000年度）

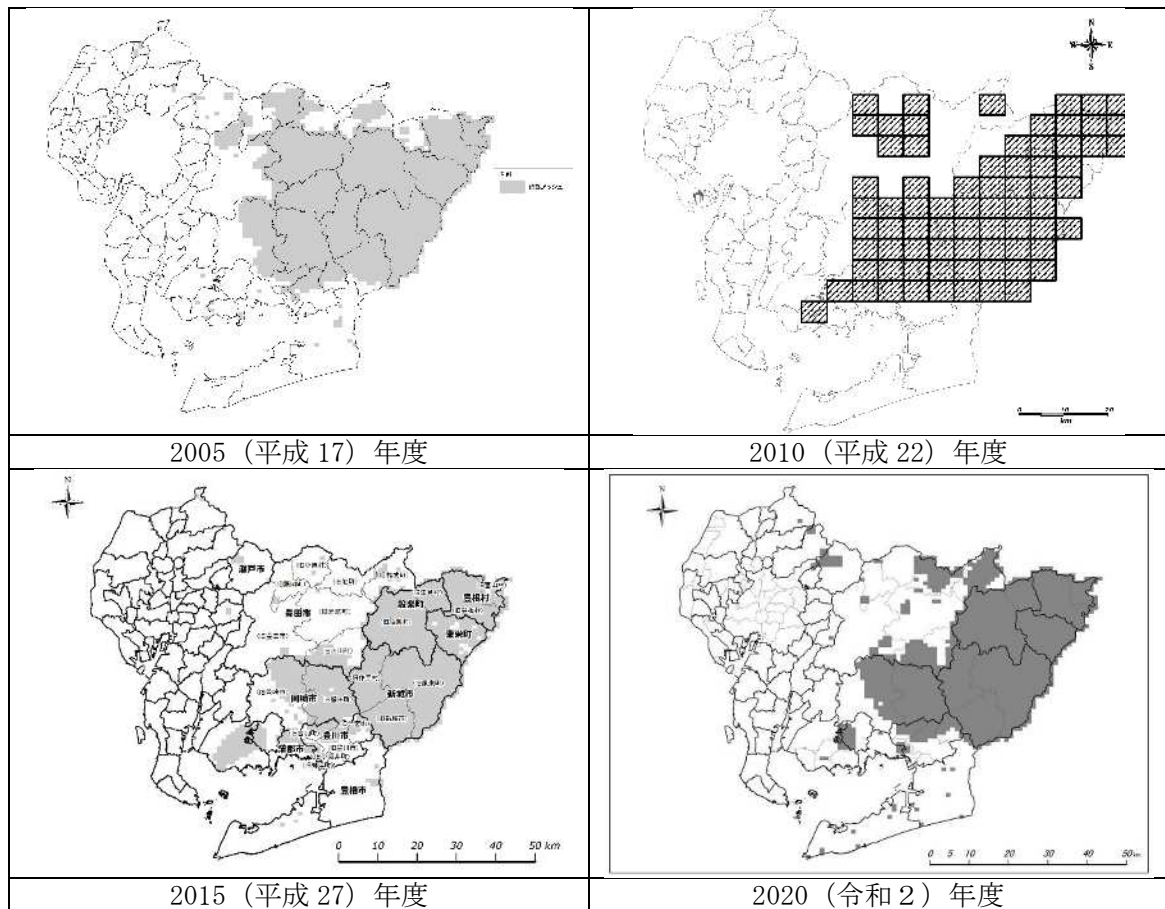


図2 分布域の推移

ウ 群れの変化

群れの分布域は図 3 に示す。

2005（平成 17）年度には、新城市（旧鳳来町、旧作手村）及び岡崎市（旧額田町）や豊田市（旧稲武町及び旧小原村から旧藤岡町にかけて）には群れの数が 43 群れと推定された。

2008（平成 20）年度から 2010（平成 22）年度には、10 群れを対象にテレメトリー調査が行われ、一部であるが、近年の行動域の実態が詳細に把握された。

2015（平成 27）年度は 2005（平成 17）年度と比較して群れの分布域に大きな変化はなく、39 群れが推定された。

2020（令和 2）年度は、42 群れが推定され、瀬戸市でも 1 群れが推定された。また、岡崎市及び豊川市では独自のテレメトリー調査により、岡崎市で 8 群れ及び豊川市で 6 群れの生息が確認された。

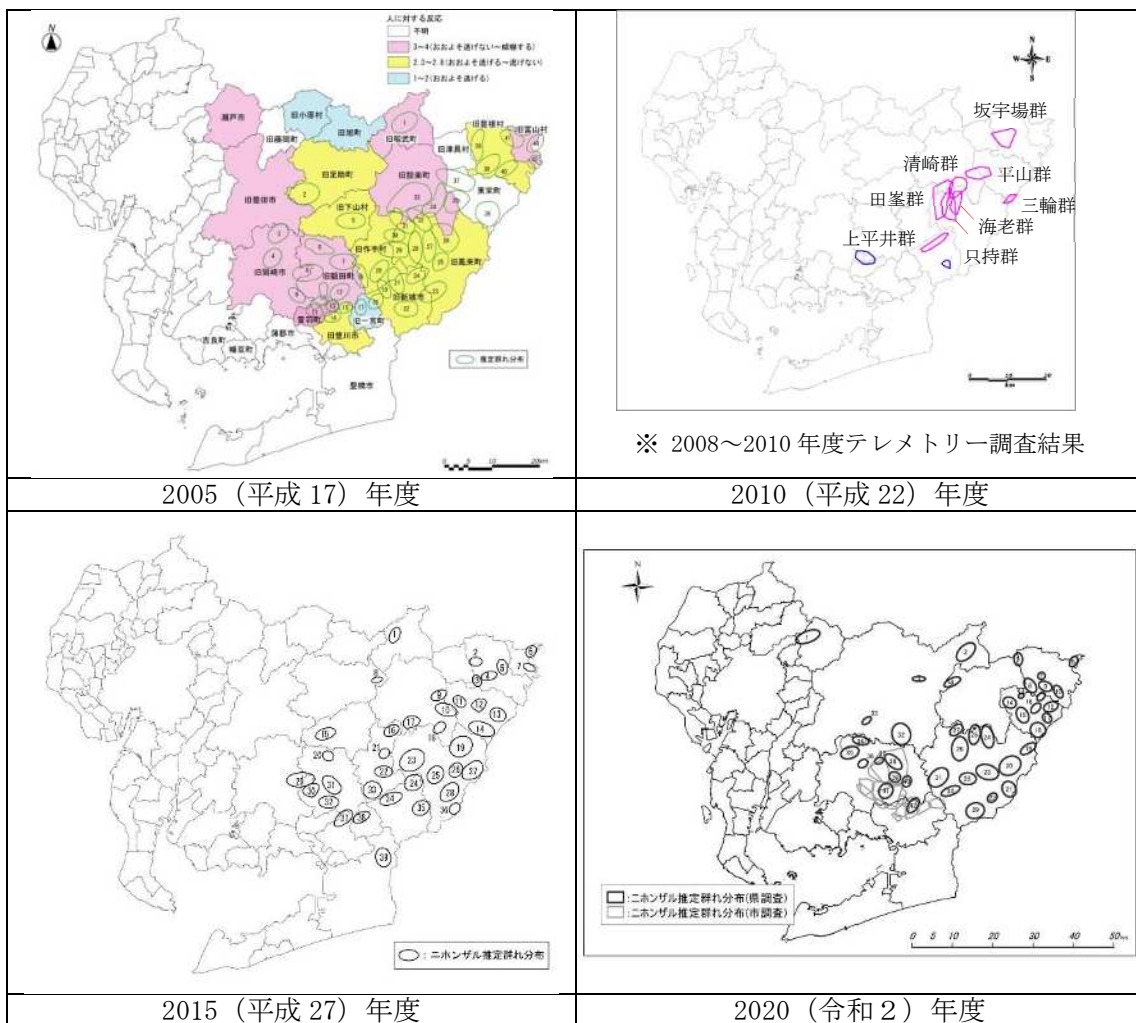


図 3 群れ分布域の推移

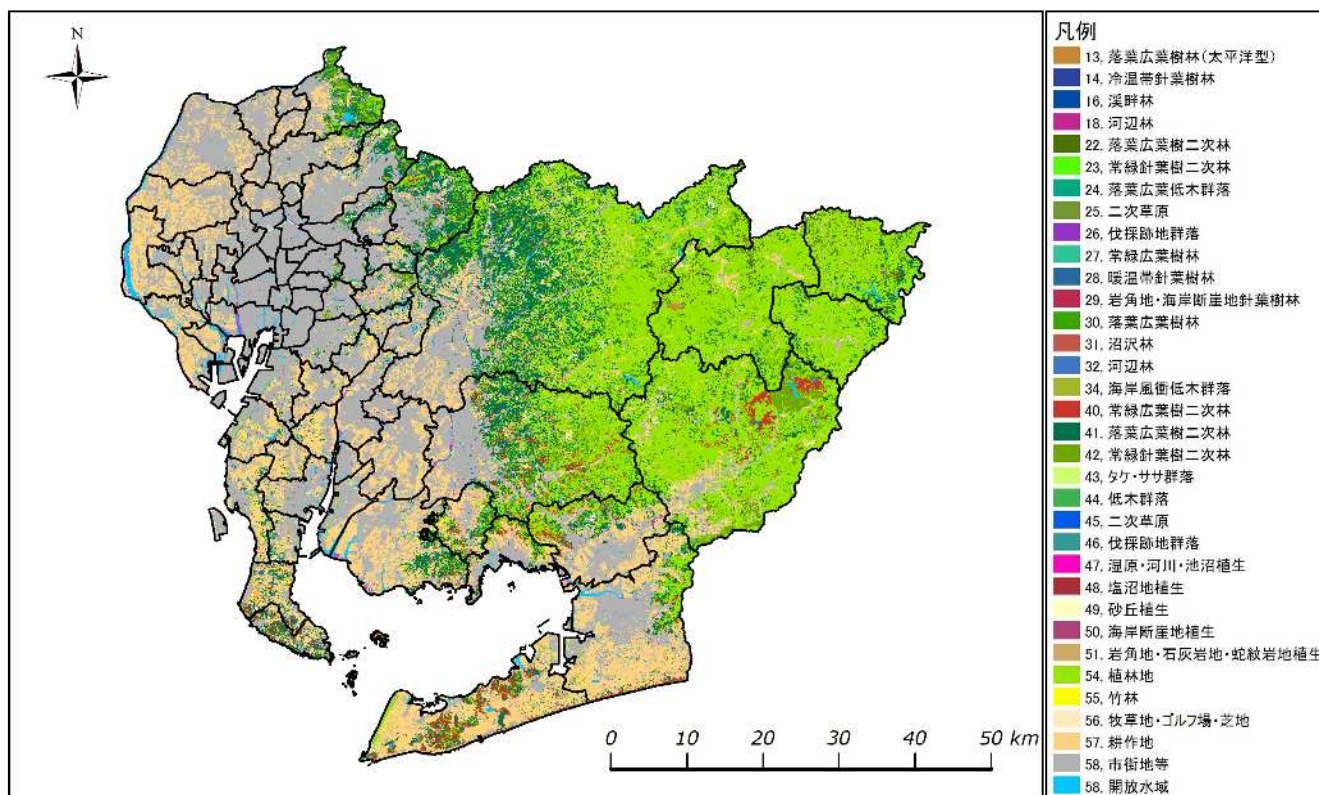
(3) 自然環境

愛知県の現存植生を図 4、標高区分を図 5 に示す。

県の東部は山地が発達し、スギ・ヒノキ等の植林地が広く分布しており、その中には二次林が点在している。植林地の西端には南北に二次林が帯状に分布しており、かつて薪炭林として利用された里山あるいは里山ベルトと呼ばれる地域である(図 6 参照)。これらの里山は中山間地域と平地との緩衝帯としての役割も担っている。

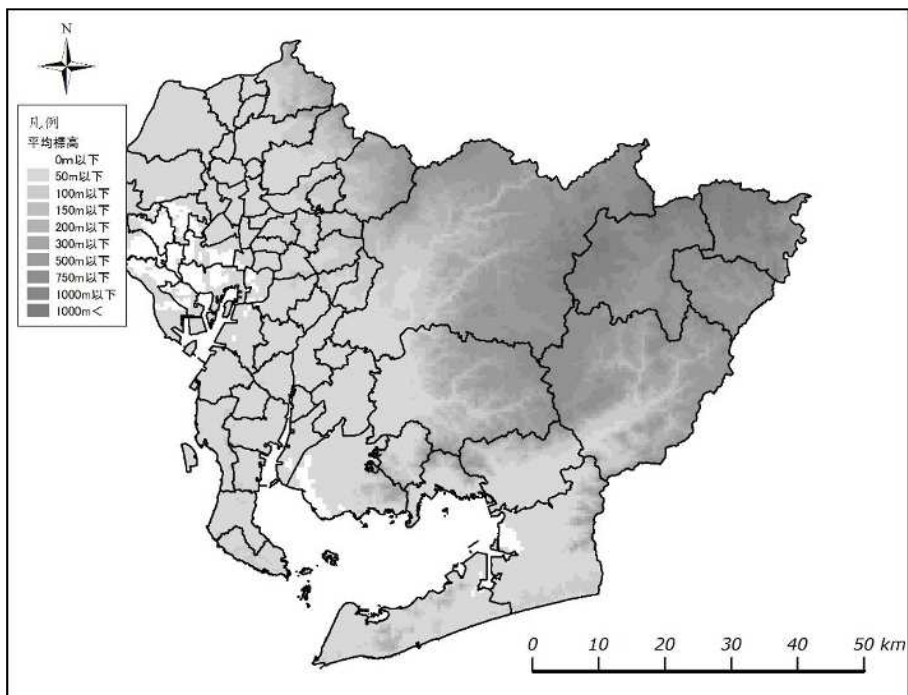
かつて里山地域における農林業等の人の活動が活発な時期には、里山が人の生活圏とニホンザルの行動圏との境界域となり、人とニホンザルとの棲み分けが成り立っていた。しかし、近年、里山の利活用の機会が減少し荒廃するにつれ、ニホンザルはその分布域を里山へと拡大してきた。

里山周辺には森林以外にも農地、耕作放棄地、さらには人家の庭先等にニホンザルにとって栄養価の高い食物(農作物、生ゴミ等)が豊富に存在する。里山はニホンザルの好適な生息環境となりつつあり、今後、里山での生息数の増加、さらには里山に隣接した平地にある農地及び市街地への出没が懸念される。



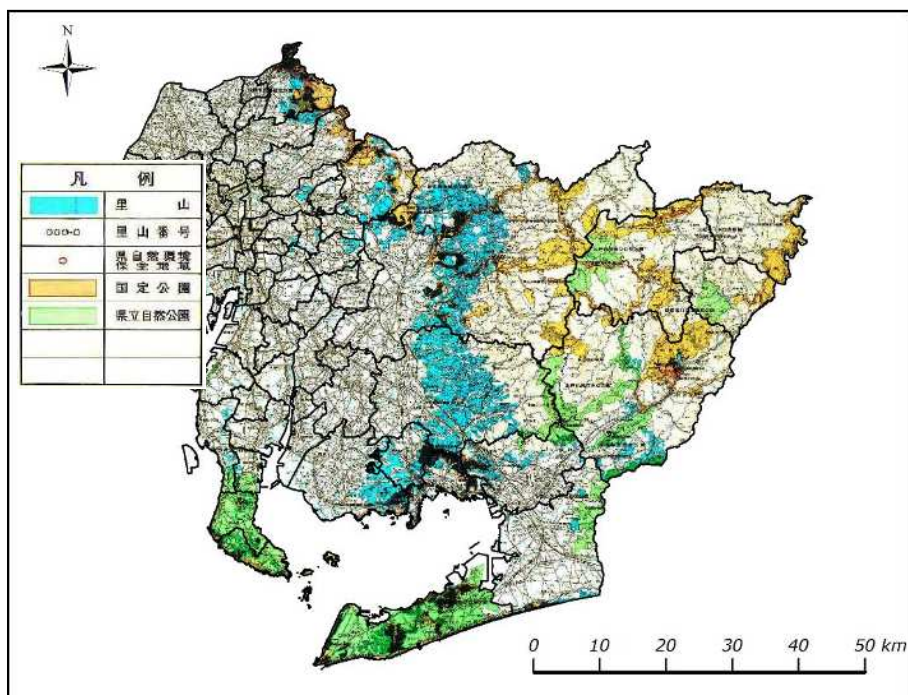
出典：「環境省自然環境局生物多様性センター」(環境省ウェブページ)

図 4 愛知県の現存植生



出典：「国土数値情報 標高・傾斜度4次メッシュデータ」（国土交通省、2009（平成21）年）

図 5 愛知県の標高区分



注) この図では、標高300m以下の二次林を主体とした地域で、概ね100ha以上のまとまりのある地域を里山と表示している。

図 6 愛知県里山マップ

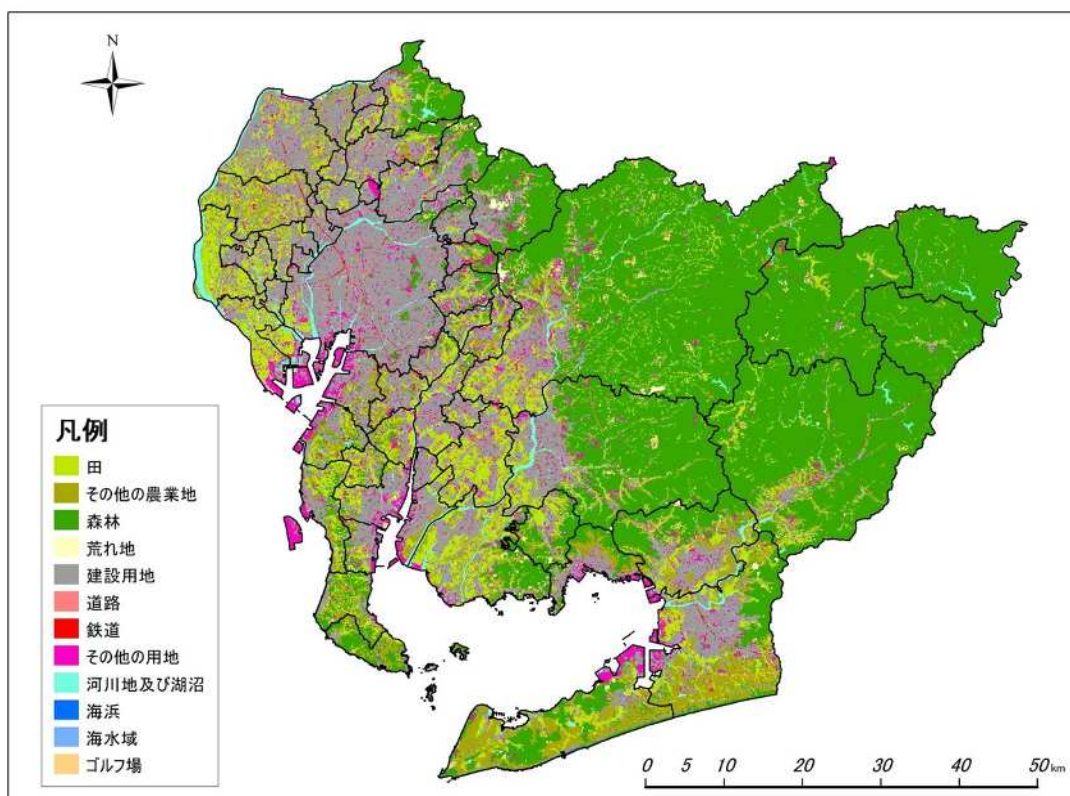
(4) 土地利用状況(農林業の状況)

愛知県の土地利用区分を図 7 に示す。

愛知県内におけるニホンザルの分布域は大部分が森林である。これらの森林は、北は岐阜県及び長野県の県境、東は静岡県との県境と接する県北東部を中心に、西は瀬戸市、豊田市(南西部)及び岡崎市付近、南は豊川市及び新城市付近まで広がっている。

森林の内訳は表 1 のとおり、旧北設楽郡*を中心に県東部では人工林の割合が高く、新城市、設楽町、東栄町及び豊根村において、その割合は70%を超える。一方、図 6 のとおり、森林の輪郭を構成する里山では、瀬戸市、豊田市及び岡崎市において、広葉樹林の割合が3割～5割程度となっており、ニホンザルの好む環境にあると考えられる。また、里山及び中山間地域の農地は、谷間を開墾した谷津田や山腹の緩斜面を利用した農地が多く、ニホンザルの被害を受けやすい形態をしている。

近年、全国的にこのような地域における耕作放棄地の増加が報告されており、耕作放棄地の増加が、ニホンザルによる農業被害の増加、さらにはニホンザルの生息数増加及び分布域拡大に拍車をかけていると考えられている。さらに鳥獣害の発生が農家の耕作意欲を減衰させ、耕作放棄地の発生につながるという悪循環となっている。また、農業従事者の高齢化及び中山間地域の過疎化等により、今後、中山間地域を中心に耕作放棄地の一層の増加が懸念される。



出典：「国土数値情報(土地利用メッシュ)」(国土交通省ウェブページ)

図 7 愛知県の土地利用区分(2016(平成28)年度)

* 旧北設楽郡域とは、設楽町、東栄町、豊根村及び豊田市のうち旧稲武町を示す。

表 1 市町村別、林種別森林（民有林）等面積（2019（令和元）年度）

単位：ha

計画区域 市町村名	地域森林 計画対象 森林	立木地								竹林		無立木地	
		針葉樹		広葉樹		人工林		天然林					
1 豊橋市	3,068	2,662	86.8%	318	10.4%	2,226	72.6%	754	24.6%	19	0.6%	68	2.2%
2 岡崎市	22,801	15,779	69.2%	6,573	28.8%	13,336	58.5%	9,016	39.5%	219	1.0%	229	1.0%
3 瀬戸市	5,558	2,794	50.3%	2,576	46.3%	2,210	39.8%	3,160	56.9%	28	0.5%	160	2.9%
4 豊川市	5,738	5,063	88.2%	574	10.0%	3,943	68.7%	1,693	29.5%	37	0.6%	65	1.1%
5 豊田市	61,281	37,570	61.3%	21,590	35.2%	35,198	57.4%	23,962	39.1%	1,147	1.9%	974	1.6%
6 蒲郡市	1,714	1,311	76.5%	391	22.8%	949	55.4%	754	44.0%	8	0.5%	5	0.3%
7 新城市	40,758	31,981	78.5%	8,282	20.3%	30,503	74.8%	9,760	23.9%	149	0.4%	346	0.8%
8 設楽町	19,211	15,881	82.7%	3,162	16.5%	15,594	81.2%	3,450	18.0%	15	0.1%	153	0.8%
9 東栄町	11,165	9,347	83.7%	1,724	15.4%	9,244	82.8%	1,827	16.4%	10	0.1%	84	0.8%
10 豊根村	14,451	11,083	76.7%	3,300	22.8%	11,010	76.2%	3,372	23.3%	8	0.1%	60	0.4%

出典：「2019年度 愛知県林業統計書」（愛知県農林基盤局林務課、2021（令和3）年度）

表 2 地区別地目別面積（2020（令和2）年度）

単位：ha

地区等 地目	愛知県	名古屋	尾張	西三河	東三河
農地 (構成比)	74,200 (14.4%)	995 (3.0%)	29,600 (17.5%)	22,900 (13.0%)	21,700 (12.6%)
森林 (構成比)	218,053 (42.2%)	970 (3.0%)	18,416 (10.9%)	90,561 (51.5%)	109,075 (63.3%)
原野等 (構成比)	174 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	90 (0.1%)	84 (0.0%)
水面・河川・水路 (構成比)	23,316 (4.5%)	1,529 (4.7%)	10,279 (6.1%)	7,685 (4.4%)	5,351 (3.1%)
道路 (構成比)	41,453 (8.0%)	6,272 (19.2%)	21,726 (12.9%)	11,227 (6.4%)	8,500 (4.9%)
宅地 (構成比)	97,654 (18.9%)	17,408 (53.3%)	59,547 (35.3%)	23,702 (13.5%)	14,405 (8.4%)
住宅地	58,383	11,006	35,816	14,442	8,124
工業用地	13,047	970	6,471	4,435	2,140
その他の宅地	62,151	5,432	17,259	4,825	4,140
その他 (構成比)	62,151 (12.0%)	5,477 (16.8%)	29,266 (17.3%)	19,653 (11.2%)	13,231 (7.7%)
行政面積 (構成比)	516,987 (100.0%)	32,645 (100.0%)	168,820 (100.0%)	175,819 (100.0%)	172,347 (100.0%)

注) 小数点以下四捨五入のため、合算した値と合計（行政面積等）が一致しない場合がある。

出典：「土地に関する統計年報 2020年版」（愛知県都市整備局都市計画課、2021（令和3）年度）

2 アンケート調査

(1) 調査の概要

ニホンザルの生息分布・生息数・被害分布等の推定並びに管理に必要な知見を得るため、以下の情報をアンケートにより調査した。

- ・目撃・捕獲等に係る場所・生息数・生息数推移（増減傾向）
- ・農林業被害及び生態系被害（植生等）に係る場所・被害対象物・被害量、具体的防除対策状況 等

(2) 調査方法

調査範囲は、愛知県全域（ただし、離島は除く。）とし、「アンケート調査票」及び「地形図」（縮尺：1:50,000 程度）を調査対象者に送付し、記入されたものを郵送により回収した。なお、地形図への記載に際し、アンケート調査票への記載と整合するように具体的な記入方法を示した凡例を提示した。

調査対象は、関係機関として市町村（鳥獣・農林業等部局）、森林組合及び農業協同組合、個人として鳥獣保護管理員、狩猟団体会員の500件とした。

また、対象地域（市町村・メッシュ等）に偏りが生じないように配分した。

アンケート調査の概要を表3に示す。

表3 アンケート調査の概要

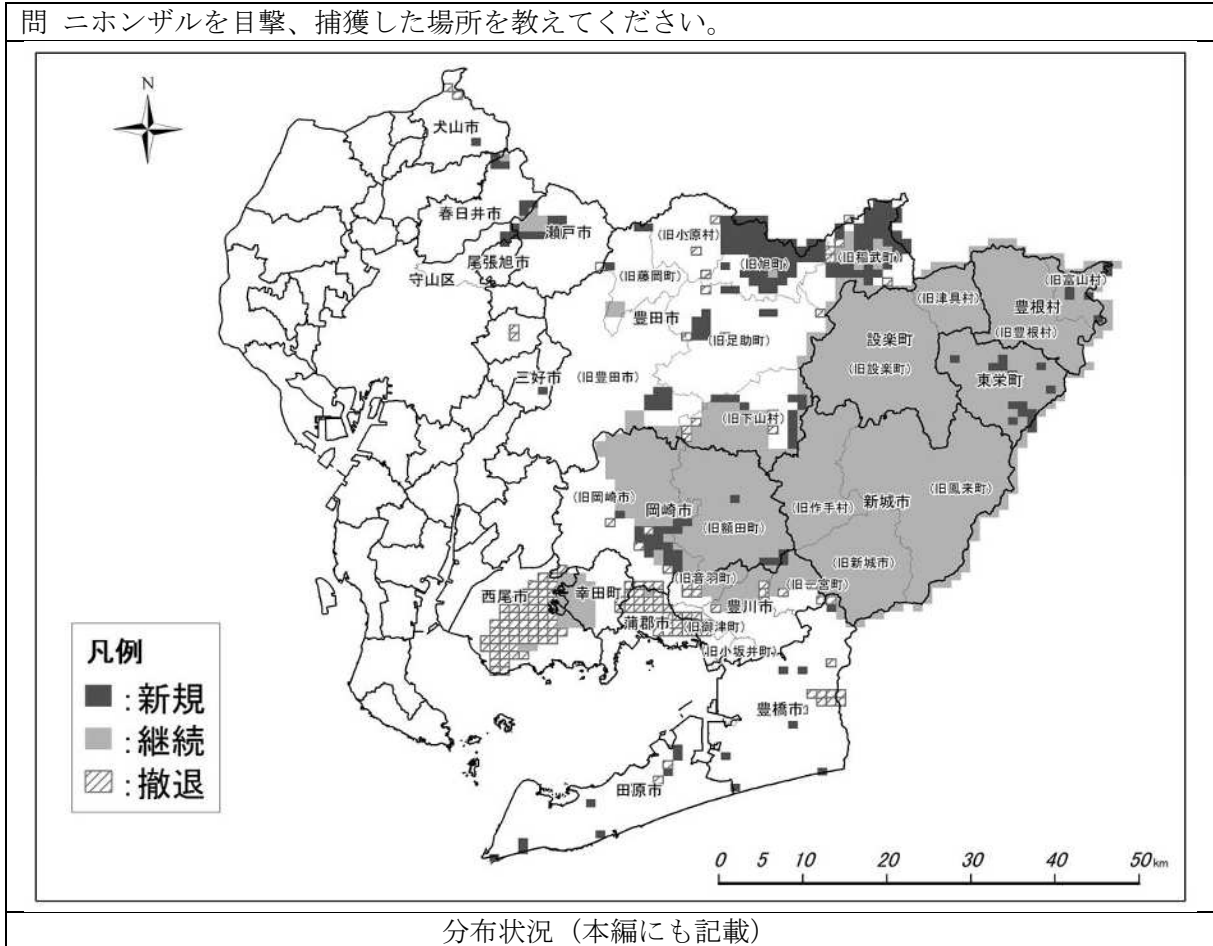
区分		発送部数	返送部数	回収率
関係機関	市町村	81	59	73%
	森林組合	7	5	71%
	農業協同組合	44	16	36%
個人	鳥獣保護管理員	52	40	77%
	狩猟団体会員	316	191	60%
総計		500	311	62%

(3) 調査結果

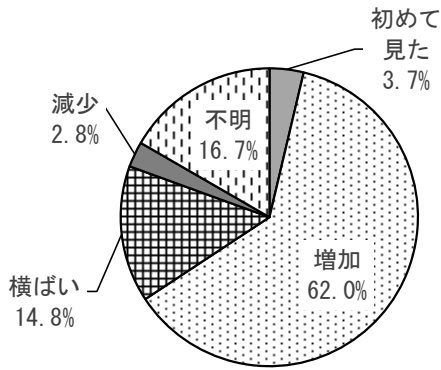
以下に各設問及び回答の概要を示す。

ア 生息数・生息分布

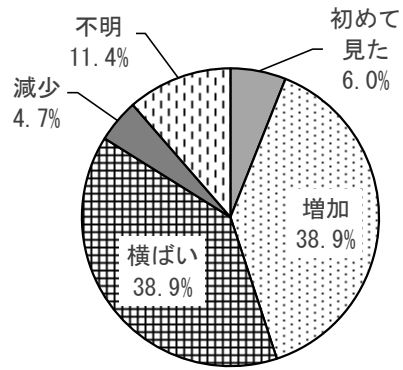
問 ニホンザルを目撃、捕獲した場所を教えてください。



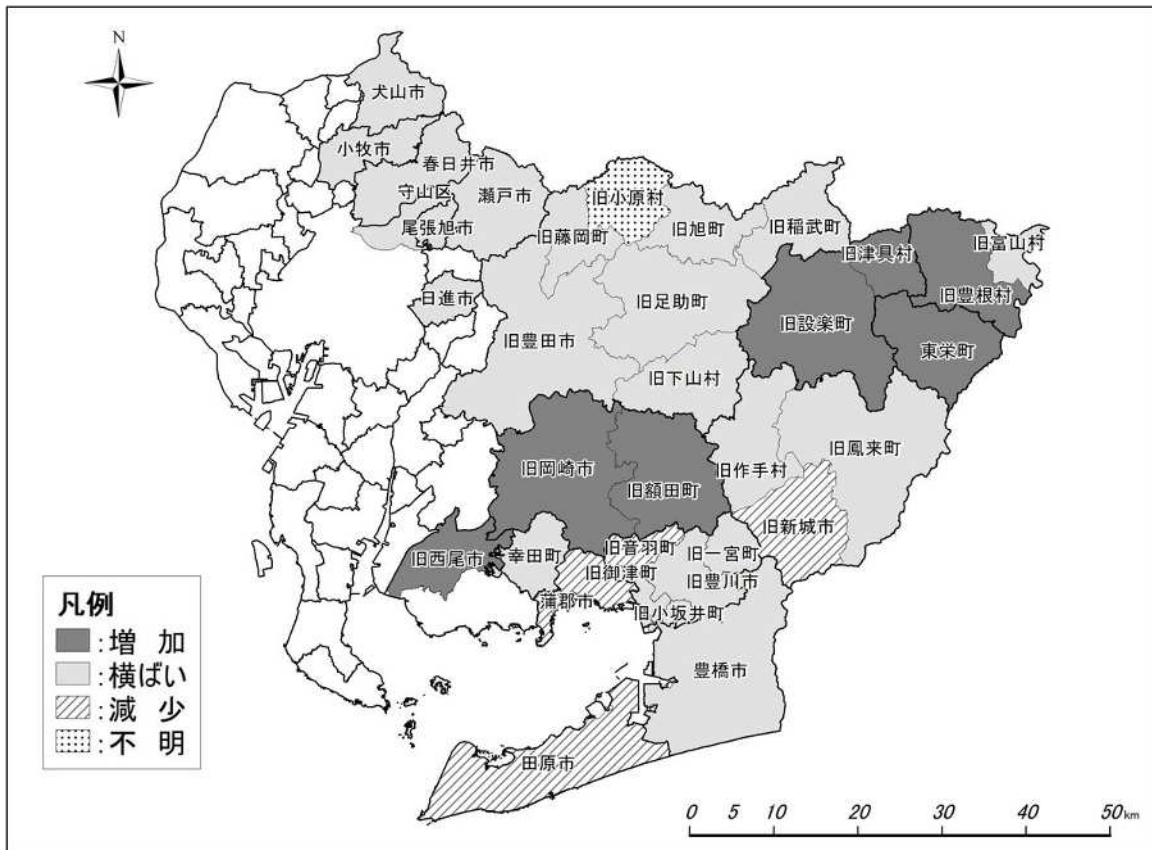
問 目撃、捕獲されたニホンザルについて生息数変化を教えてください。



今回調査 (2020 (令和 2) 年度)

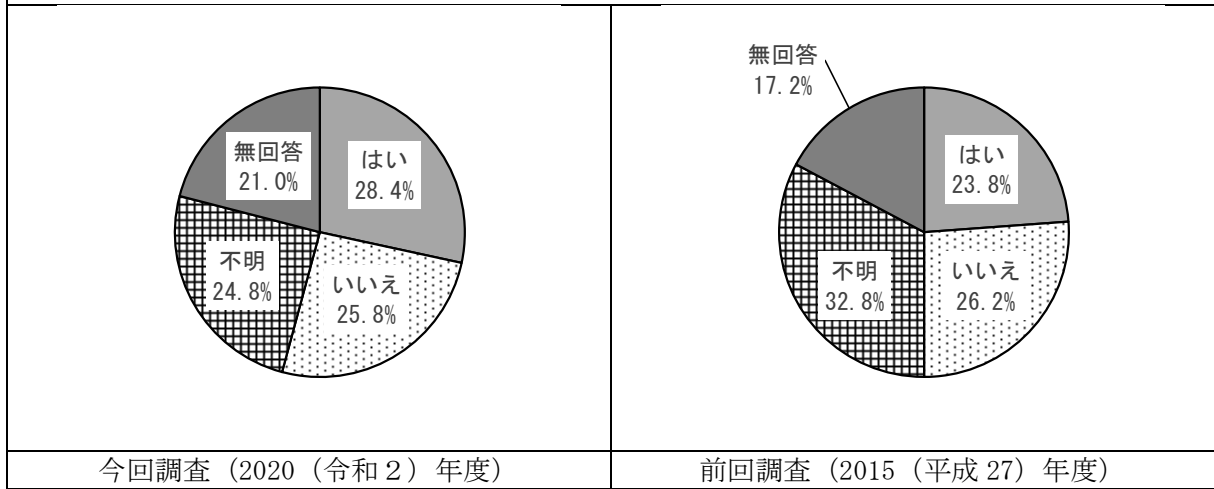


前回調査 (2015 (平成 27) 年度)

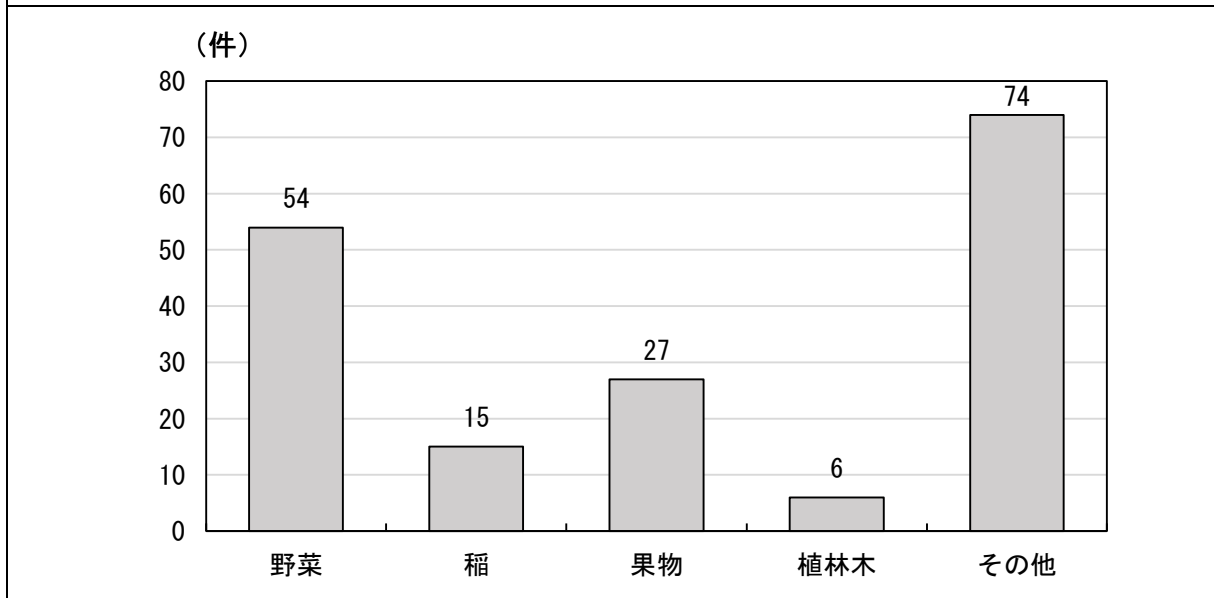


イ 農業被害

問 最近2～3年の間、地域周辺で農業被害は増えていますか。

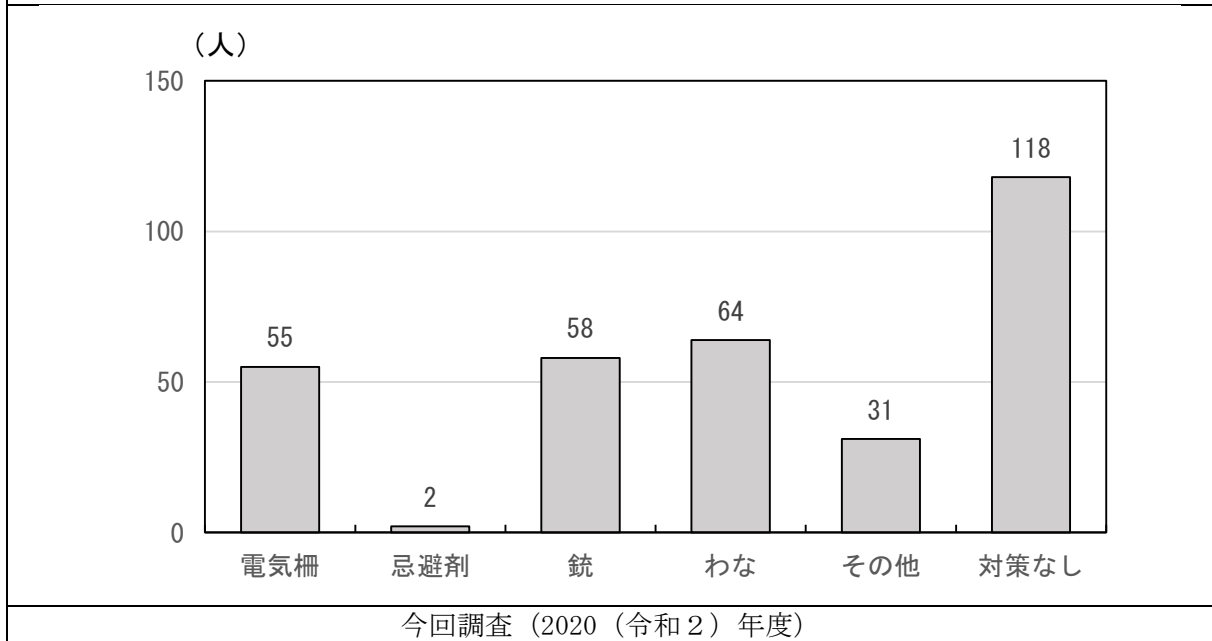


問 過去一年間の農作物や植林木被害の状況について、被害対象を教えてください（ご自身以外の方でも可）。

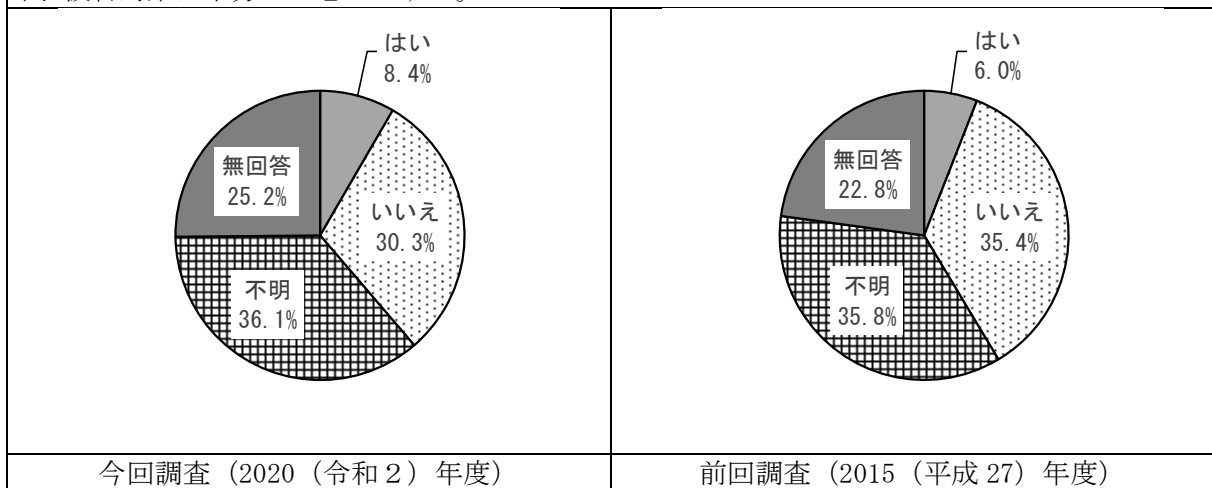


ウ 対策状況

問 被害に対する対策はどのような方法で行われていますか（ご自身以外の方でも可）。

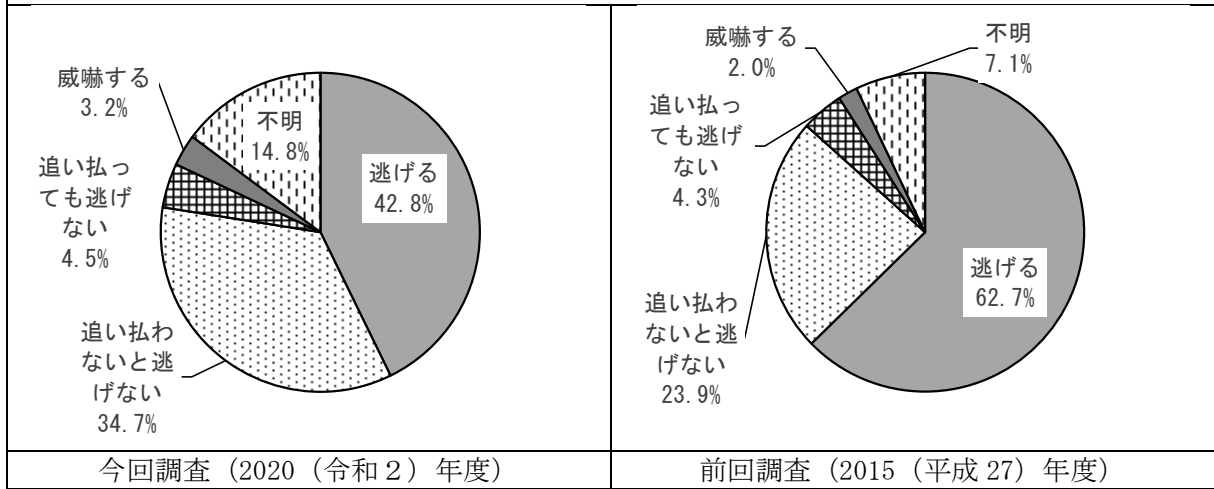


問 被害対策は十分だと思いますか。



エ 人間に出会った際のサルの行動

問 サルと出会った際のサルの行動を教えてください。



4 データ集

(1) 農業被害

ア 市町村別被害

ニホンザルによる農業被害について、市町村別の被害の推移を表4に示す。

かつては新城市での被害が中心であったものの、岡崎市での被害が長期的に増加し、近年は被害の中心となっている。

表4 市町村別農業被害の推移

市町村	被害面積 (ha)																			
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
豊橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡崎市	8	9	3	3	2	8	4	45	37	9	6	6	10	8	12	9	7	5	7	7
瀬戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊川市	3	3	2	4	4	3	9	9	4	2	2	7	2	2	2	1	2	2	2	2
豊田市	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
蒲郡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新城市	24	22	4	44	4	9	5	19	9	12	9	10	1	28	3	3	3	0	0	1
設楽町	15	2	0	0	0	1	2	3	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
東栄町	2	3	4	4	2	4	5	7	9	9	18	16	18	16	16	16	1	1	1	1
豊根村	1	2	10	4	11	6	15	15	16	17	19	4	4	19	19	17	4	3	4	4
合計	53	42	24	59	23	31	40	98	75	51	56	46	37	75	53	49	19	14	16	17
市町村	被害量 (t)																			
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
豊橋市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
岡崎市	6	5	5	8	5	18	10	22	90	146	71	106	143	116	99	127	122	98	127	123
瀬戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊川市	17	20	15	23	51	20	36	36	10	14	10	47	19	23	16	9	8	7	7	9
豊田市	0	8	8	0	0	0	0	4	3	12	9	6	10	6	6	17	8	14	11	15
蒲郡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新城市	37	46	27	45	6	11	6	5	8	12	9	33	7	6	3	3	3	4	2	1
設楽町	0	1	0	0	0	1	2	4	3	8	2	8	1	1	1	1	1	1	1	1
東栄町	2	3	4	4	0	3	12	16	28	28	20	19	20	19	15	15	18	15	13	16
豊根村	1	0	1	2	1	3	7	8	9	9	10	5	4	9	9	8	3	3	3	3
合計	64	82	60	82	63	57	74	94	151	234	136	229	204	181	149	179	163	143	164	169
市町村	被害金額 (千円)																			
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
豊橋市	100	100	95	0	0	0	0	0	0	1,399	2,744	2,700	0	0	0	0	0	0	0	7
岡崎市	2,071	2,566	1,043	1,736	1,028	4,113	1,517	25,187	16,446	29,753	13,034	13,397	21,939	18,865	14,533	20,158	17,712	15,782	18,321	19,059
瀬戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	27	0	3	0
豊川市	4,175	4,396	2,644	7,588	10,054	4,696	5,546	5,547	3,080	1,813	2,193	7,183	2,499	3,342	2,052	1,993	1,686	1,514	1,568	1,992
豊田市	0	1,561	621	13	14	50	131	286	339	875	886	634	814	501	602	1,696	696	965	1,867	3,384
蒲郡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新城市	11,888	12,322	5,514	8,984	2,245	1,899	931	1,268	1,526	2,156	1,958	5,519	1,367	900	564	510	533	821	348	543
設楽町	900	99	22	22	0	181	422	639	500	1,574	781	1,465	265	265	246	250	222	217	244	197
東栄町	402	517	912	933	155	651	1,827	2,404	4,210	4,289	4,166	2,123	4,166	4,215	3,146	2,998	2,132	1,973	1,693	2,251
豊根村	225	35	516	631	599	1,224	2,460	2,572	2,838	2,908	3,227	632	963	3,724	3,831	3,247	790	734	797	849
合計	19,761	21,595	11,367	19,906	14,095	12,815	12,834	37,903	28,939	44,767	28,989	33,653	32,013	31,812	24,974	30,855	23,798	22,006	24,841	28,282

注) 小数点以下四捨五入のため、合算した値と合計が一致しない場合がある。

出典: 「愛知県農業水産局農業振興課資料」

イ 作物種類別被害

ニホンザルによる農業被害について、作物種類別の被害の推移を表5に示す。

作物種類別では、野菜、果樹の被害が大きい。

表5 作物種類別農業被害の推移

区分	被害面積(ha)																			
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
稲	13	23	5	35	3	7	5	15	10	10	18	18	14	14	12	11	3	4	3	3
麦類	—	—	1	2	1	1	2	13	4	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1
豆類	1	1	0	1	—	3	1	9	1	1	1	1	2	1	1	2	1	0	0	0
雑穀	2	1	—	—	—	—	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
果樹	8	6	4	5	7	6	5	24	13	9	7	9	5	6	5	6	5	3	4	4
飼料作物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0
野菜	25	10	14	11	13	12	11	19	28	14	11	14	12	36	18	12	8	6	8	8
いも類	5	2	0	5	—	2	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1
工芸作物	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	0	—	—	0	0	0	0	0	0	0
その他	—	—	—	—	—	—	13	15	17	14	15	1	1	15	15	14	0	0	0	0
計	53	42	24	59	23	31	40	98	75	51	56	46	37	75	54	49	19	14	16	17
区分	被害量(t)																			
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
稲	40	50	15	33	9	17	12	11	22	25	22	24	22	21	14	14	12	13	10	9
麦類	—	—	3	5	3	4	4	0	7	1	2	2	2	0	0	4	0	0	1	3
豆類	0	0	0	0	—	1	1	0	1	2	2	2	2	1	1	4	1	1	0	1
雑穀	2	1	—	—	—	—	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
果樹	1	20	18	16	48	12	15	16	15	27	19	32	22	18	13	19	17	15	16	14
飼料作物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0
野菜	2	10	22	23	4	17	24	47	76	135	72	144	130	118	103	115	116	101	126	131
いも類	0	1	2	4	—	6	14	13	20	25	12	18	21	16	8	16	16	10	9	11
工芸作物	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	0	—	—	0	0	0	0	0	0	0
その他	—	—	—	—	—	—	4	5	10	19	7	6	4	6	9	6	2	2	0	0
計	45	82	60	82	63	57	74	94	151	234	136	229	204	181	149	179	163	143	164	169
区分	被害金額(千円)																			
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
稲										5,652	4,878	5,179	4,848	4,723	3,060	3,167	2,335	3,103	2,044	1,967
麦類										62	134	294	362	0	24	708	0	64	194	413
豆類										409	338	515	708	459	332	1,046	307	348	131	242
雑穀										66	77	0	77	71	63	63	0	0	0	0
果樹										7,491	8,029	9,901	8,189	6,540	4,722	7,317	7,788	5,136	6,523	8,122
飼料作物										28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜										18,093	11,073	15,852	14,378	14,883	11,131	13,526	11,024	11,750	15,095	16,064
いも類										2,236	1,178	1,530	2,268	1,627	819	1,800	1,478	972	820	1,143
工芸作物										0	2	0	7	0	1	1	5	0	0	0
その他										10,730	3,280	382	1,176	3,508	4,822	3,243	861	633	34	332
計										44,767	28,989	33,653	32,013	31,812	24,974	30,870	23,798	22,006	24,841	28,282

注1) 小数点以下四捨五入のため、合算した値と合計が一致しない場合がある。

注2) 0は1未満であること、「—」は被害報告がないことを示す。

注3) 作物種類別農業被害金額は、2010(平成22)年度からのデータのみ掲載。

出典:「愛知県農業水産局農業振興課資料」

(2) 市町村別捕獲数の推移

ニホンザルの市町村別捕獲数の推移を表 6 に示す。

近年は豊川市及び新城市で多く捕獲されている。

表 6 市町村別捕獲数の推移

計画区域 市町村名	捕獲頭数(頭)																			
	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
1 豊橋市	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 岡崎市	9	13	13	9	31	23	38	37	45	43	47	61	65	59	56	20	30	105	37	
3 瀬戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 豊川市	29	8	9	10	9	5	7	7	18	28	97	99	169	136	134	65	43	84	62	
5 豊田市	0	3	0	0	0	0	0	1	1	0	1	3	0	1	4	6	2	0	11	
6 蒲郡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 新城市	93	49	58	59	71	36	61	59	139	121	252	115	120	140	132	96	132	144	82	
8 設楽町	3	9	2	1	3	14	4	4	12	5	7	4	10	9	10	10	9	10	8	
9 東栄町	9	20	19	11	23	18	11	20	17	17	51	18	53	18	17	24	24	30	14	
10 豊根村	26	35	66	20	17	17	35	35	35	40	40	45	84	34	30	25	16	46	46	

(3) 防除対策、生息環境管理の実施状況

ニホンザルの防除対策及び生息環境管理の実施状況とその効果を表7に示す。

防除対策を実施している市町村では、比較的、網や電気柵の設置が多いが、「効果あり」としている市町村と、「効果が少ない」としている市町村の割合は同程度である。なお、岡崎市はワイヤーメッシュの上部に電気柵を付け足した複合柵について「かなり効果あり」としている。また、電動ガン等での追払いを実施している市町村は、概ね「効果あり」としている。

生息環境管理として、枝打や伐採等、山林の手入を行っている市町村は概ね「効果あり」としている。未収穫農作物の回収等については、「効果あり」としている市町村と「効果が少ない」とされている市町村の割合は同程度である。

表7 防除対策及び生息環境管理の実施状況と効果

市町村	防除対策				環境管理		
	網	電気柵	複合柵 (ワイヤーメッシュ+電気柵)	その他	草刈等	未収穫農作物の回収等	
豊橋市	—	—	—	—	—	—	
岡崎市	旧岡崎市	—	○	◎	○ (追払い)	○ (枝打伐採)	—
	旧額田町	—	○	◎	○ (追払い)	○ (枝打伐採)	—
瀬戸市	—	—	—	—	—	—	
豊川市	旧豊川市	△	△	—	○ (電動ガン等)	—	△
	旧音羽町	△	△	—	○ (電動ガン等)	—	△
	旧御津町	△	△	—	○ (電動ガン等)	—	△
豊田市	旧豊田市	—	—	—	—	—	—
	旧藤岡町	—	—	—	—	—	—
	旧小原村	—	—	—	—	—	—
	旧足助町	—	—	—	—	—	—
	旧下山村	—	—	—	○ (金属柵+電気柵)	—	—
	旧旭町	—	—	—	—	—	—
	旧稲武町	—	—	—	—	—	—
蒲郡市	—	—	—	—	—	—	
新城市	○	○	—	—	△	○	
設楽町	旧設楽町	○	◎	—	○ (花火 (モルガン))	○	○
	旧津具村	—	—	—	—	—	—
東栄町	○	△	—	△ (各種追払い)	○ (山林手入)	○	
豊根村	旧豊根村	○	△	—	—	—	○
	旧富山村	△	—	—	—	—	○

注1) 表中の記号の意味を以下に示す。

◎：かなり効果あり ○：効果あり △：効果が少ない —：不明等

注2) 旧豊川市には旧一宮町を含む。

出典：「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）市町村実施計画」（2021（令和3）年）

(4) 鳥獣保護区の指定状況

ニホンザルの計画対象区域内に所在する鳥獣保護区を表 8 に示す。

表 8 ニホンザル計画対象区域内に所在する鳥獣保護区

所在	鳥獣保護区の名称	面積 (ha)	所在	鳥獣保護区の名称	面積 (ha)
豊橋市	葦毛	158	豊田市	伊勢神高原	108
岡崎市	閼苅	430	豊田市	鞍ヶ池	470
	岡崎	670		御作小学校	18
	宮崎小学校	5		旭高原	78
	岡崎東部	1,110		王滝溪谷	114
	大平田	140	豊田市、みよし市	三ヶ峯	340
	額田西部	50	豊田市、設楽町	面ノ木	206
	生平小学校	59	蒲郡市	西浦小学校	260
瀬戸市	定光寺	1,300		形原・鹿島	400
豊川市	音羽中学校	60	蒲郡市、田原市、西尾市	三河湾	399
	一宮中学校	172	南知多町		
豊田市	高岡	37	新城市	鳳来湖	1,600
	猿投	322		大津谷	1,021
	小原中学校	10		鳳来寺山	125
	足助	328	新城市、設楽町	竹桑田	11
	滝脇小学校	2	設楽町	段戸裏谷	152
	下山中学校	36		岩古谷山	15
	昭和の森	800		西知生	7
	六所山	240	豊根村	茶臼山	225
	三河湖	164		みどり湖	160
	猿投山	125	合計	40箇所	11,927 (ha)

5 鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の策定状況

鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画について、各市町村の策定状況を表 9 に示す。

10 市町村において、被害防止計画の中でニホンザルを位置づけており、それぞれ被害軽減目標や年度ごとの捕獲計画数を定めている。

表 9 鳥獣害特別措置法に基づく被害防止計画（ニホンザル）

市町村名	被害額及び被害の軽減目標(千円)				捕獲計画数(頭)				
	年度	現状値	年度	目標値	2019	2020	2021	2022	2023
豊橋市	2017	37,188	2021	25,994	10	10	10		
岡崎市	2018	78,653	2022	67,000		180	180	180	
瀬戸市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
豊川市	2019	1,568	2023	1,333			150	150	150
豊田市	2018	965	2022	723		85	85	85	
蒲郡市	2017	1,835	2021	1,280	5	5	5		
新城市	2018	3,745	2022	2,622		300	300	300	
設楽町						60	60	60	
東栄町						80	80	80	
豊根村						60	60	60	

注) 表中の被害額及び被害の軽減の目標欄の色塗りは、被害鳥獣全体の値を示す。

6 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）の経緯

本県における特定計画の経緯を今期計画も含めて表 10 に示す。

表 10 本県における特定計画の経緯

項目		第一期計画	第二期計画	第三期計画	第四期計画	第五期計画
		H16. 4～H19. 3	H19. 8～H24. 3	H24. 4～H29. 3	H29. 4～R4. 3	R4. 4～R9. 3
計画目標		農林作物被害の未然防止又は減少	継続	継続	農業被害等の未然防止又は減少 加害群の除去又は減少 生息分布の縮減	群れの加害レベルの減少 農業被害の未然防止又は減少 分布の拡大防止及び縮減
加害レベル						加害レベル判定の推進
関数する調事整項に	目標捕獲頭数（平均捕獲実績）	200頭（144頭）	200頭（192頭）	200頭（426頭）	毎年度、被害防止に向けた目標数を設定する（296頭）	群れの加害レベルに応じて、群れ単位での目標頭数を設定する
	その他					許可捕獲の推進 群れ捕獲の推進
生息地に関する事項	被害防除対策	電気柵の設置の推進	継続	継続	継続	継続
		サルよけネットの設置の推進	継続	継続		
		追い払いの推進	継続	継続		追い払い・追い上げの推進
					金網とネット策に電気柵を組み合わせる方法の推進	
	ワイヤメッシュ柵と電気柵を組み合わせる方法の推進				継続	
保護及び整備	森林の整備 誘引物の除去	継続 継続	継続 継続	継続 継続	継続 継続	
モニタリング	毎年	捕獲頭数、捕獲場所、性別等	継続	継続	継続	継続
		農業被害の状況	継続	継続	継続	継続
		被害防除対策の実施状況、効果等	継続	継続	継続	継続
	5年毎	生息状況・生息環境等	継続	継続	継続	継続
			テレメトリー調査（加害個体群の特性等）	継続	継続	

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル管理）

2022（令和4）年3月

愛知県環境局環境政策部自然環境課

名古屋市中区三の丸3-1-2

052-954-6230（ダイヤルイン）

環境局のホームページ「あいちの環境」

<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/>